

平成26年第2回美幌町議会定例会会議録

平成26年 6月24日 開会

平成26年 6月26日 閉会

平成26年 6月26日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 30号 財産の無償譲渡について
- 日程第 3 議案第 31号 工事請負契約の締結について (美幌下水終末処理場沈砂池・ポンプ設備更新工事)
- 日程第 4 議案第 32号 美幌町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 日程第 5 議案第 33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 6 議案第 34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 7 議案第 35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 8 議案第 36号 美幌町過疎特別対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 37号 平成 26 年度美幌町一般会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 10 議案第 38号 平成 26 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 11 陳情第 1 号 柏ヶ丘公園陸上競技場を中心としたクロスカントリースキーコースの整備、拡充と圧雪車の設置を求める陳情について
- 日程第 12 意見書案第 5 号 「手話言語法 (仮称)」 の制定を求める意見書について
- 日程第 13 意見書案第 6 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について
- 日程第 14 意見書案第 7 号 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書について
- 日程第 15 意見書案第 8 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 16 報告第 6 号 平成 25 年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 17 報告第 7 号 専決処分の報告について
- 日程第 18 報告第 8 号 一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について
- 日程第 19 報告第 9 号 例月出納検査報告について (2 月～4 月分)
- 日程第 20 報告第 10 号 専決処分の報告について
- 日程第 21 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | | | |
|------|----------------|------|---------------|
| 1 番 | 新 鞍 峯 雄 君 | 2 番 | 大 江 道 男 君 |
| 3 番 | 中 嶋 すみ江 君 | 4 番 | 上 杉 晃 央 君 |
| 5 番 | 早 瀬 仁 志 君 | 6 番 | 松 浦 和 浩 君 |
| 8 番 | 岡 本 美代子 君 | 副議長 | 9 番 坂 田 美栄子 君 |
| 10 番 | 吉 住 博 幸 君 | 11 番 | 橋 本 博 之 君 |
| 12 番 | 宗 像 密 瑠 君 | 13 番 | 大 原 昇 君 |
| 議長 | 14 番 古 舘 繁 夫 君 | | |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会会長	沖田滋君
農業委員会 会長	鈴木幸往君	選挙管理委員会 会長	松本光伸君
監査委員	高木清君		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	染谷良君	総務部長	平井雄二君
民生部長	藤原豪二君	経済部長	広島学君
建設水道部長	矢萩浩君	病院事務長	大村英則君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	田村圭一君	電算主幹	河端勲君
まちづくり主幹	露口哲也君	総合計画主幹	那須清二君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	石坂聡君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	大場正規君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	谷川明弘君
健康推進主幹	佐藤和恵君	農政主幹	但馬憲司君
耕地林務主幹	伊成博次君	商工観光主幹	小室秀隆君
建設主幹	川原武志君	建築主幹	中沢浩喜君
水道主幹	澤島雅俊君	病院総務主幹	岩田憲次君
事務連絡室次長	三上猛君	教育長	平野浩司君
教育部長	高木恵一君	学校教育主幹	石澤憲君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	荒井紀光子君
スポーツ振興主幹	佐藤修君	農委事務局長	西俊男君
選管事務局 監査委員室長	小西守君		

○議会事務局出席者

事務局長	高崎利明君	次長	橋本美典君
議事係長	水上修一君	議事係	成田好君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これから平成26年第2回美幌町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番大江道男さん、3番中嶋すみ江さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第30号

○議長（古館繁夫君） 日程第2 議案第30号財産の無償譲渡についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） それでは、議案の126ページをお開きいただきたいと思います。

議案第30号財産の無償譲渡について御説

明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償譲渡することについて議会の議決を求めるということで、参考資料では、31ページとあわせてごらんをいただきたいと思います。

今回の無償譲渡する財産の、まず表示であります。種類は土地、所在は美幌町字新町1丁目7番地3のうち、面積は1,375.12平方メートル。もう一つ、種類として、建物、名称は旧青少年会館、所在は、同じく美幌町字新町1丁目7番地3、建物の構造は、木造モルタル一部2階建てであります。床面積は、1階が474.33平方メートル、2階は11.59平方メートルであります。延床面積は485.92平方メートルとなっております。

旧青少年会館につきましては、普通財産に用途変更後、今まで倉庫として活用してきたところでございますが、美幌中学校の移転に伴いまして、町内に分散をしておりました倉庫機能を、可能な限り旧美幌中学校建物に集約をしてきました。そのことから、旧青少年会館の倉庫としての機能がなくなり、土地について、財産処分の対象として今まで検討をしておりました。しかし、老朽化した建物の解体費用が多額にかかり、ほとんど益金が出ないというような試算の中で、現在まで処分に至っていないという状況であります。

そのような中、昨年暮れに、社会福祉法人北海道療育園から、美富9番地の共同生活援助事業、グループホームソング、スマイルという施設でございますが、定員8名の施設が老朽化により建てかえを検討せざるを得ない状況であり、行動しやすい市街地での生活を送れるように移転改築したく、事業実施に当たっては、町に遊休地があれば活用させてほしいとの要望があったところであり、町といたしましても、数カ所の遊休地を御紹介をいたしまして、その中で候補地といたしまして、社会福祉法人は、まず利便性や環境面、一定の広さの敷地が確保したいということか

ら、当該新町の土地を希望されたところがございます。

当該グループホームにつきましては、従来から町民要望が非常に強くあった事業でありまして、美幌療育病院開設当時に本町から法人に設置、運営を要望し、平成16年4月に旧国立療養所美幌病院職員住宅、これは昭和36年築の古い建物でございましたが、この改築費用の全額を町が補助し、町内で初めて実現したものでございます。

町内における民間事業所が展開する福祉施設建設に当たっては、町有地の遊休地活用を希望する場合、従来、無償貸し付けの手法で支援をしておりますが、このたびの社会福祉法人北海道療育園から土地利用の要望があった移転改築に際しましては、運営は法人が行うものでありますけれども、建物所有についてはオーナー制を検討しているということで、町所有の土地に法人以外の第三者の権利関係が生じるとともに、資金面によっては建物にさらに別な権利関係が生じることも予想されるということから、貸し付けにはさまざまな問題が発生するために、譲渡する手法で支援をしたいと思いますとの考えに至ったところでございます。

そこで、まず、建物であります、非常に老朽化が激しい建物であるということがまずありまして、法人といたしましても、当然、利用する考えはないということであります。ですから、本来であれば、町が解体をし、更地にして土地を譲渡することが望ましいところではありますが、処分に至っていない現状で申し上げましたように、町が解体する場合、民間よりもかなり工事費が高くつくために、てん菜育苗センターと同様に、無償譲渡し、法人で解体してもらうこととしたところでございます。

次に、土地であります、今回譲渡する土地の周りには民家が張りついていることから、道路用地を当該土地の周囲に確保する必要があるため、7番地4のほか、7番地3、図面でごらんの右側の上部に書いてあります

が、7番地3は1,982.98平方メートルであります、そのうち、道路用地を除く一点鎖線の分でございます。面積が、下段の表の中に書いてありますが、1,375.12平方メートルを譲渡しようとするものでございます。また、土地の価格についてでございますが、路線価格が1平米当たり7,600円を基本に、近傍の売買実例を参考に、また、土地の形状、環境条件、埋蔵文化財の調査による価格補正などを行った結果、1平米当たり6,688円と設定をいたしまして、よって、土地の価格は919万6,802円とするものでございます。この価格は、あくまでも更地で譲渡する場合の価格になりますので、現状のまま譲渡することにより、法人側で行っていただく建物解体、樹木等の伐採、移設、支障物件といたしまして、抜根6株、照明ベース1基、民家への給水管の移設、そのほか、分筆、測量費用についても法人で行っていただきたいということで、これらの費用を控除いたしますと、差し引き、町の試算では3万4,162円となり、本来であれば、少額であります、この価格をもって譲渡をするところでありますが、ごく少額となったこと、かつ、今回の事業は、社会福祉法人が社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業である障害者のための共同生活援助事業を規模を拡大して行うことに鑑みまして、土地についても無償で譲渡することとしたいという考え方でございます。

なお、法人では、1棟約200平方メートル規模のスロープ付きの建物を、男女に分けて2棟建て、それぞれ5名ずつ、計10名に拡大をいたしましてグループホームを計画しているところでございます。そのほか、駐車場でありますとか、菜園でありますとか、花壇をつくる計画であります。また、さらには、将来の増築も視野に入れて、今回、計画をしたいということでございますので、土地につきましては、決して広過ぎる土地ではないということ、どうか御理解をお願いをしたいと思います。

また、移転改築に当たりましては、解体工事、あるいはオーナー制による建築工事は、第一義的には地元の企業にお願いをしたいという意向であり、さらに、法人といたしましては、入所者のために年度内に完成、そして移転をしたいという強い希望がございますので、どうかこの点についても御配慮願いたいと思います。

議案の126ページに記載をしておりますが、無償譲渡の相手方は、旭川市春光台4条10丁目、社会福祉法人北海道療育園、理事長岡田喜篤、無償譲渡の目的はグループホーム移転改築のため、無償譲渡する日は平成26年7月1日としたいものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今の説明で大体わかったのですが、1点だけちょっと気になることがあります。ここの土地、参考資料のほうの土地なのですが、7の5、7の6、7の7、7の8は、既に住民の方が住んでいて、ここの道路がそんなによろしくない道路だと、多分認識していると思うのですが、たまたま今回の図面で、8メートル道路にして、町道になるのかなと思うのですが、であれば、町道の変更だとか認定がいつ上がるのかということと、一応、町道であれば8メートルということなのですが、雨水対策も含めて8メートルで足りるのかどうかを確認したい。

なおかつ、この敷地整備したときに、ここで言うところの、道路に食い込む部分の工事は建築と同時にやるのかどうか含めて、お願いします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） ただいまの御質問であります。まず町道の関係であります。土地の形状、こちらのほうを調査した上で、町道の認定に当たって整備の必要が

あれば、今後、整備のほうを検討していきたいと思っております。

建物とあわせて町道の工事につきましては、こちらのほうも今後検討させていただければと思っております。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 雨水対策等含めて8メートルで本当に、こっちのほうですね、水が行くほうなので、足りるのかどうかの分も、できれば、再度。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） まず、1点ちょっと答弁漏れていましたので、町道の認定の時期でありますけれども、基本は来年3月の定例会のほうを考えておりますけれども、こちらのほうも、今おっしゃったように、雨水対策等々、土地の形状を調査しまして、その上でまた判断をしていきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに、質疑ありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 大変よろしいことかなと思っているところでありますが、1点ほど。無償譲渡は譲渡としても、条件を付すのかということの質疑であります。と申しますのは、無償譲渡を受けるにしても、例えば10年間この目的に沿って使うこととか、そういうようなことは過去にもあったかなと思うのですよ。そういう意味で、今回、つけるとすれば、どのような条件をもって無償譲渡するという事をお考えなのか、この1点だけ確認させてください。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 契約を結ぶに当たりましては、用途指定の条件をつけさせていただきたい。ただ、年数についてはまだ検討しておりませんので、これから詰めてまいりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

んか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 現状の、先ほどの総務部長の説明で、現法人のほうでグループホーム持っておりますけれども、こちらに移転後、現グループホームのほうを法人のほうがどのような形で跡利用をするのか、そんなようなことをもし法人側から聞いていけば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 私どもが法人のほうから聞いている情報では、願わくば早目に解体をしたいということ聞いております。時期については、まだちょっとはつきりは聞いておりません。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第30号財産の無償譲渡についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第31号

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 議案第31号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 議案の127ページをお開きいただきたいと思います。議案第31号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明しますので、参考資料の32ページをお開き願います。

資料3、議案第31号関係。

美幌下水終末処理場沈砂池・ポンプ設備更新工事（電気）であります。

平成25年度から平成29年度までを計画期間として、美幌下水終末処理場長寿命化計画改築事業計画による改築事業を計画しておりますが、本工事は、この計画に基づき、国の公共下水道事業費補助金を受けて行うものであります。

工事の場所は、美幌町字報徳79番地の1。

工事の概要は、記載のとおりであります。

入札年月日は、平成26年6月5日。

指名業者は、株式会社電建ほか記載の4社であります。

契約金額9,026万6,400円、ちなみに、落札率は96.7%であります。

契約の相手方は、網走郡美幌町字美禽184番地の12、株式会社電建美幌支店取締役支店長吉田忠美であります。

契約保証金902万6,640円です。

契約年月日、議決後、本契約によります。

工期、本契約後250日とする。

本日6月26日に議決いただき契約しますと、250日は平成27年3月2日となります。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第31号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第32号

○議長（古館繁夫君） 日程第4 議案第32号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の128ページをお開きいただきたいと思います。議案第32号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の策定について御説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、美幌町過疎地域自立促進市町村計画を別冊のとおり定めるということとさせていただきます。

過疎地域自立促進市町村計画の策定につきましては、過疎法に基づき過疎地域として公示された市町村が地域の自立促進を図るために策定する事業計画であり、過疎市町村においては、計画に沿って目的達成のための事業を展開することになります。

この計画は、過疎法の規定により議会の議決を得て国に提出しなければなりません。この計画を提出することにより、事業にかかる地方債は過疎対策事業債が認められ、充当率は100%、町債償還金の70%について交付税措置されるものであります。

計画案につきましては、別冊として配付させていただきますいておりますが、内容につきましては参考資料で御説明を申し上げますので、参考資料の33ページをお開きいただきたいと思っております。

資料4、議案第32号関係。

計画名、美幌町過疎地域自立促進市町村計画。

策定目的であります。過疎地域自立促進特別措置法の一部改正が行われ、過疎地域の法定要件、人口減少率・財政力であります

が、これらが見直されたことにより、平成26年度から美幌町が新たに過疎地域の指定を受けることとなりました。過疎地域の指定に伴い、国の財政上の優遇措置を活用できることから、美幌町過疎地域自立促進市町村計画を定め、地域の自立促進に向けた取り組みを進めようとするものでございます。

計画の内容であります。まず一つ目として、基本的な事項としては、美幌町の概況、二つ目として、人口及び産業の推移と動向、三つ目に美幌町の行財政の状況、四つ目には地域の自立促進の基本方針ということで、本町の最上位計画であります第5期美幌町総合計画に定める六つの基本目標に沿って本計画の施策を展開するというものでございます。五つ目の計画期間であります。平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2カ年の定めでございます。この後は、またさらに計画をつくり直すというものでございます。

大きく2以降につきましては、各分野におけます現況と問題点、その対策、過疎債の活用を想定した事業の計画を掲載しております。第5期総合計画実施計画に掲載してある事業で、過疎債の認められる可能性のある事業を全て掲載をしているものでございますので、全て、その計画期間に実施をするということではなくて、あくまでも掲載をしているということで、これに基づきまして、実施する場合は過疎債の発行を認められるということとありますので、御承知を願いたいと思っております。

まず、分野で、一つ目、産業の振興でございますが、9ページから17ページに記載しております。事業といたしましては、21の事業を掲載しております。主な事業といたしましては、ここに記載をしておりますが、特に、道営土地改良事業でありますとか、住宅リフォーム促進事業を掲載しております。

3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進ということで、18ページから

22ページにわたって登載をしております。事業は、22事業を登載をしているところでございます。主な事業といたしましては、特に未舗装道路の整備事業であったり、橋梁補修事業を登載しているものでございます。

次のページをお開きください。4番目には、生活環境の整備ということで、23ページから28ページにわたって登載をしております。事業は、23本を登載。主な事業といたしましては、下水道施設改築更新事業であったり、公営住宅の駐車場整備事業などを登載しております。

五つ目、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進ということで、29ページから31ページにわたって登載をしております。この分野につきましては、三つの事業を登載しておりますが、主な事業といたしましては、緊急通報装置の整備を登載しているものでございます。

六つ目、医療の確保ということで、32ページから33ページであります。ここには三つの事業を登載しております。主な事業といたしましては、町立病院におけます医療機器更新事業、あるいは固定医師確保対策事業を登載しております。

七つ目、教育の振興、ページ数では34ページから37ページになります。八つの事業を登載をしております。主なものとしては、町民会館改築事業などが上げられております。

八つ目、地域文化の振興等ということで、38ページから39ページであります。ここには二つの事業を登載。主な事業といたしまして、博物館改修事業と書いてありますが、具体的には博物館の冷暖房設備改修事業でございます。

9番目、集落の整備ということで、40ページになります。1本の事業を登載、バス路線対策事業でございます。

10番目、その他地域の自立促進に関し必要な事項ということで、41ページに登載をしております。四つの事業を登載しており

ます。重立ったものとしたしましては、移住・定住の事業、あるいは防災対策事業などでございます。

あと、そのほか、過疎地域自立促進特別事業、いわゆるソフト事業について、42ページから59ページに登載をしております。事業内容と事業主体、必要性及び効果を記載しておりますが、これはあくまでも再掲ということで、計画書の中の再度詳しい内容を後段のほうに掲載しているものでございます。

過疎計画に登載しております事業は、総体で、ハード事業43本、ソフト事業44本の、合計87本を掲載しているところでございます。計画策定における流れといたしまして、北海道との事前協議ということで、4月23日から去る6月6日まで行ってきました。パブリックコメントにつきましては、5月29日から6月17日まで、北海道との正式協議は6月17日から6月20日まで行ってまいりまして、本日、町議会への提案となったところでございます。今後、国への過疎計画書の提出ということで、議会の議決を得ますと、6月下旬には提出をするという運びとなっております。根拠法令につきましては、過疎地域自立促進特別措置法でございます。

以上、御説明を申し上げましたので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 過疎の計画については、協議会の中でも聞いていますので、細かいことについては、また予算を絡むものがあるので、それはまた予算のときに確認とりますけれども、たまたま、14ページ、参考資料で言うところの下から二つ目の「2、産業振興（9～17ページ）」というところがありまして、この計画書、計画案の中で、14ページのウのところですね、地場産業、たまたまですね、ここの中に、①番、「研究機関、大学等との連携による開発支援、地域特

産品の現状把握と連携会議の設立の推進により」という文言がありまして、全部の中を細かいところを一字一字問う必要はないと思うのですけれども、こういう流れの中で、こういうふうに連携会議をつくるだとかといった場合、今この計画を上げる段階において、私は、このウの部分の連携会議の設立というのは、もう既に始まったほうがいいのかと思うのですけれども、この辺の取り扱いについてをお聞きします。

○議長（古舘繁夫君） 財務主幹。

○財務主幹（小室保男君） ただいまの御質問に御答弁させていただきます。

せんだって、全員協議会におきましても御説明させていただいておりますが、今回策定いたします過疎計画につきましては、第5期美幌町総合計画との整合性を図る必要があるという認識のもとに作成しております。御承知のとおり、第5期総合計画の地場産業の分野の部門につきまして、こちら、今御指摘あったとおり、「地域特産品の現状把握と連携会議の設立の推進」という文言が入っておりますので、こちらの過疎計画につきましても、同様に、こちらの文言を入れさせていただいているということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 御説明はわかったのですけれども、せっかく使い道のいい過疎指定を受けたということになれば、総合計画に書いてあるというのはいいのですけれども、せっかくこの計画できたのであれば、今言った連携会議とか、今いろいろな会議体があると思うのです、会議所との連携だとか、6次産業のいろいろな部分でも、行政のほうもかかわっていると思うのですけれども、たまたまこの過疎計画に載っている以上は、早急に取り組むのかなと思ったものですから、これ、2年の計画の素案だと言っているのですけれども、せっかく取り組みが可能であれば、早急にこの会議を立ち上げるのかなと思ったものですから聞いたのであって、その辺の流れですね、今後の流れを聞きたいので

す。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） ここに登載をされていますとおり、地域特産品の開発連携会議というのは重要なものだというふうに考えてございます。それで、一応、今、アスパラ等を含めて、JAですとか関係機関との連携会議もつくっておりますし、また、日甜とワタミと、それから東京農大と町で、産学官の4者の連絡会議で、農作物の栽培試験、あるいは肥料の試験等も実施をしておりますので、そういったことも活用しながら、さまざまな角度の中で、どういった形で連携会議ができるかも含めて検討して、すぐ取り組みができるものについては進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 事前に北海道との事前協議、正式協議が持たれております。また、パブリックコメントもされておりました、その中で、特に問題となっている、あるいは注文的なものがあったのかどうかだけ、お聞きいたします。

○議長（古舘繁夫君） 財務主幹。

○財務主幹（小室保男君） 4月の下旬から北海道との事前協議を進めて、6月6日に事前協議を終えております。また、その後正式協議も行っており、先日終えているのですけれども、過疎計画本体の中では、特段大きな問題は生じておりません。

ただ、一方で、過疎債の全国の枠配分、26年度におきましては3,600億円の過疎債の発行限度額が設定されているところでありまして、今回、全国22の団体が新たに指定されているということもございまして、1次申請の積み上げた要望額が、昨年度と比べて、過疎債のハード事業についてはおおむね2倍ぐらいに申請が膨らんでいるということで、そのような情報をいただいております。

ます。したがって、過疎債を起債申請した場合、その全てが該当になるかというのはなかなか厳しい情勢にあると、そのような状況でございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 19ページ、エというところの地域間交流ということで、文章の流れとして、事実と現在進行形みたいなのが混在していると思いますが、もとは総合計画5期ですか、ネタ本としていますが、内容が違っているのであれば、これはあくまでも過疎地域自立促進市町村計画案ということで今回御提示されていますけれども、もし符合しないものがあるのであれば、あえてここに記載する必要があるのかなという思いで、ちょっと現状を確認させていただきます。

ちょっと文章を読まさせていただきますが、「国内交流の推進として、本町における国内交流事業は鹿児島県湧水町とスカイスportsを通じて交流がはじまり」、ここまでは私の印象としては事実だなと思っています。「加えて観光・物産分野での交流が行われています」、この点について、過去のことは過去として、今の現状としてどうなのか。それから、「また、東京都日野市とは、主に小学生の相互交流が行われています」と、今の現状はどうなのか。「今後は、スポーツや文化などの団体交流」、ずっと書いていて、「グリーンツーリズムを軸に進めていくことが必要です」と、これは思いですから、そのとおりだと思うのですが、私は、過疎、せつかく書くのであれば、現状を踏まえた文章であっていいのかなという思いがあるものですから、この点についてあえて言えば、観光・物産分野での交流が行われているという文章と、今言った、主に小学生の相互交流が行われているという現状を、ちょっとお知らせしていただきたいなということになります。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 過疎計画に記載してあります文言でございますが、これはあくまでも母体となる基本は総合計画ということですので、総合計画に沿った内容で掲載をさせていただいております。ですから、時間の経過と申しますか、年数の経過とともに、現状ではこうなっていない部分もあるかと思いますが、これは、あくまでも2年間、5期総合計画をもとにの過疎計画ということで、次の過疎計画は第6期総合計画に当然なってくるので、現状にそぐわない部分については、この次の過疎計画の中では変わっていくということで、現在はあくまでも第5期総合計画に沿った内容での計画の策定ということですので、御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） これは質疑ですから、議論になってはいけないと心得ているつもりです。今、部長がおっしゃったように、もともとは総合計画ということも承知しています。でも、総合計画だって、見直しをするとか、こういう手順という方法もあった中で、これはあくまでも国に対して申し込むための計画だと思っている中で、やはりそぐわないものがあるとするならば、ネタ本はわかりますよ、もとはね。いかがなものかなと思っていますところ。これ以上、一般質問みたくになりますからやめておきますけれども、そういう指摘があったということだけは覚えておいていただきたいなと。

終わります。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 参考資料の34ページ、私もちょっとホームページを見てこなかったのですが、パブリックコメントが何か数件、町民の方からあったという内容でしたので、どのような観点から、この計画に対して町民目線で御意見があったのか、お知らせいただきたいと思っています。

○議長（古舘繁夫君） 財務主幹。

○財務主幹（小室保男君） 御答弁申し上げます。

パブリックコメントにつきましては、20日間行ってございます。その中におきまして、3名の方から合わせて5点の御意見をいただいております。5点ともに、産業の振興を図るべきといった内容の御提案であります。内容につきましては、認証林を使った事業をさらに進めるべき、あるいは、中心市街地の活性化を促進させるべき、あるいは、大正橋の長寿命化を図るということで計画に搭載しておりますけれども、長寿命化のみならず、大正橋については交通量がふえているので、かけかえも今後検討してはどうかといったことがございます。さらには、町道路線の全体的な再整備、こちらについては、歩道の整備もあわせて計画的に取り組むべきといった御指摘もございます。また、最後に、光ファイバー網を市街地のみならず郊外も含めて、町内全域でのネット環境を早期に整えるべきといった御意見もいただいているところであります。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） パブコメに対して、町は、これ2カ年の計画なので、多分、今出された御意見をこの中に織り込んではいらっしゃらないと思うのですけれども、町のほうは、どのような考え方でそのパブコメに対する回答をなされたのか、その辺、総体的な考え方でいいのですけれども、お知らせください。

○議長（古舘繁夫君） 財務主幹。

○財務主幹（小室保男君） 先ほど御答弁申し上げたとおり、議員御指摘のとおり、直ちになかなか計画に盛り込める内容ではないという判断をいたしております。したがって、現在、第6期の総合計画策定作業も進んでおりますので、28年度以降、第6期の総合計画、さらには、新たに策定をすることになります過疎計画におきまして、御意見いただいた内容を精査の上、計画に盛り込むこと

ができるか検討してまいりたい旨、回答を申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第32号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第33号

○議長（古舘繁夫君） 日程第5 議案第33号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の129ページをお開きいただきたいと思います。議案第33号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、福住、豊富、豊岡辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めるということとさせていただきます。

辺地の総合整備計画の策定につきましては、辺地法に基づく辺地対策事業として公共施設の整備を行おうとする場合、当該辺地における総合整備計画を定め、議会の議決を得て、総務大臣に提出しなければなりません。この計画を提出することによりまして、その地域内で事業を実施する場合、事業に係る地方債は辺地対策事業債が認められ、町債償還金の80%について交付税措置をされるもの

でございます。

それでは、130ページをお開き願いたいと思います。

まず、福住辺地についてでございます。公共的施設の整備計画について、平成26年度から平成30年度までの5年間の新たな計画を策定しようとするものでございます。整備する施設につきましては、表の1段目、下水道（個別排水処理施設）。事業主体は、美幌町であります。事業費は1,650万円。合併処理浄化槽5基を整備する予定であり、財源内訳につきましては、特定財源として受益者分担金115万円、一般財源として1,535万円、うち、辺地対策事業債の予定額として充当率70%の2分の1、530万円を見込んでおり、残額については公共下水道事業債を充当する予定であります。

2段目の経営近代化施設（道営土地改良事業負担金）について。事業主体は、北海道。主に区画整理に関する事業費として、地元負担5,304万円を予定しております。財源内訳につきましては、特定財源として道補助金及び受益者分担金3,646万5,000円、一般財源1,657万5,000円であり、うち、辺地対策事業債の予定額としては充当率100%ですので、10万円以下の端数を整理し、1,650万円を見込んでおります。

3段目の農道について。事業主体は、北海道。農道整備に関する事業費、調査設計、用地測量、用地補償でございますが、これらとして地元負担600万円を予定しております。財源内訳につきましては、その全額が一般財源であり、辺地対策事業債として充当率100%の同額、600万円を見込んでおります。

以上のとおり、合計事業費は7,554万円、特定財源は3,761万5,000円、一般財源は3,792万5,000円であり、辺地対策事業債の予定額は2,780万円を見込んでおります。

次に、131ページをごらんいただきたい

と思います。

豊富辺地についても同様に、公共的施設の整備計画について、計画期間を平成26年度から30年度までの5年間であります。整備する施設につきましては、表の1段目、下水道（個別排水処理施設）。事業主体は、美幌町であります。事業費は、1,650万円。合併処理浄化槽5基を整備する予定であり、財源内訳につきましては、特定財源として受益者分担金115万円、一般財源として1,535万円、うち、辺地対策事業債の予定額として充当率70%の2分の1、530万円を見込んでおり、残額については公共下水道事業債を充当する予定であります。

2段目の経営近代化施設（道営土地改良事業負担金）について。事業主体は、北海道。主に区画整理に関する事業費として、地元負担5,304万円を予定しております。財源内訳につきましては、特定財源として道補助金及び受益者分担金3,646万5,000円、一般財源1,657万5,000円であり、うち、辺地対策事業債の予定額としては充当率100%ですので、10万円以下の端数を整理し、1,650万円を見込んでおります。

3段目の除雪機械について。事業主体は、美幌町。農道の除雪を行うための除雪ドーザの更新として、事業費2,520万円を予定しております。財源内訳につきましては、特定財源として国の交付金1,500万円、一般財源1,020万円を見込んでおり、うち、辺地対策事業債の予定額として、起債対象910万円を見込んでおります。

以上のとおり、合計事業費は9,474万円、特定財源は5,261万5,000円、一般財源は4,212万5,000円であり、辺地対策事業債の予定額は3,090万円を見込んでおります。

次に、132ページをお開き願いたいと思います。

豊岡辺地でございます。これにつきましては、公共的施設の整備計画について、26年

度から30年度までの5年間の新たな計画を策定しようとするものであります。

整備する施設につきましては、下水道（個別排水処理施設）。事業主体は、美幌町であります。事業費は、1,650万円。合併処理浄化槽5基を整備する予定であり、財源内訳につきましては、特定財源として受益者分担金115万円、一般財源として1,535万円、うち、辺地対策事業債の予定額として充当率70%の2分の1、530万円を見込んでおり、残額については公共下水道事業債を充当する予定であります。

以上、福住、豊富、豊岡辺地に係る5カ年の総合整備計画の策定につきまして御説明を申し上げ、議案第33号の説明といたします。どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（古館繁夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第33号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第34号

○議長（古館繁夫君） 日程第6 議案第34号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の133ページをお開きいただきたいと思ひます。議案第34号北海道市町村総合事務組合規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更するというので、変更内容につきましては参考資料で御説明をいたしますので、参考資料の35ページをお開きいただきたいと思ひます。

資料5、議案34号関係。北海道市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

改正目的といたしましては、新規に加入する団体及び脱退する団体が生じたことから、北海道市町村総合事務組合規約を変更しようとするものでございます。

改正内容につきましては、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の解散脱退、道央廃棄物処理組合が加入すること、また上川中部消防組合の解散により鷹栖町と上川町の消防団の単独組織が設置されることに伴う加入と、赤平市が新たに滝川地区広域消防事務組合の構成団体に加入することに伴う脱退のため、規約の変更でございます。

根拠法令等は、地方自治法第286条第1項。

施行日は、総務大臣の許可の日からでございます。

以上、御説明をいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

なお、参考資料の36ページから46ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いをいたします。

○議長（古館繁夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第34号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第35号

○議長（古館繁夫君） 日程第7 議案第35号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の134ページをお開きいただきたいと思います。議案第35号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更するというので、変更内容につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の43ページをお開きいただきたいと思います。

資料6、議案第35号関係。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてであります。

改正目的は、新規に加入する団体及び脱退する団体が生じたことから、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更しようとするものでございます。

改正内容は、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の脱退、道央廃棄物処理組合の加入に伴う規約の変更でございます。

根拠法令につきましては、地方自治法第286条第1項。

施行日は、総務大臣の許可の日からでございます。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしく願いをいたします。

なお、参考資料の44ページから52ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

○議長（古館繁夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第35号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第36号

○議長（古館繁夫君） 日程第8 議案第36号美幌町過疎特別対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（広島 学君） 議案書135ページになります。議案第36号美幌町過疎特別対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

美幌町過疎特別対策のための固定資産税の課税免除に関する条例を次のように制定しようとするということで、記以下につきましては、参考資料により御説明をさせていただきますので、参考資料の53ページをお開きいただきたいと思います。

資料7、議案第36号関係。条例名、美幌町過疎特別対策のための固定資産税の課税免除に関する条例。

制定目的でございますけれども、過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域の指定を受けたことによりまして、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置に基づき、固定資産税の課税について特例を設け、企業立地の推進及び企業育成を図り、あわせて、雇用促進と設備投資によって経済活性化を図ることを目的

として制定しようとするものでございます。

制定内容でございますけれども、第1条につきましては、本条例の制定趣旨を規定させていただいてございます。

第2条の課税免除につきましては、課税免除対象事業を、製造事業、情報通信技術利用事業、旅館業の3業種とし、設備等の新・増設で2,700万円を超えるものについて、3年間の課税免除を行う規定となっております。

第3条に、課税免除の申請に係る規定、第4条に課税免除の取消しに係る規定、第5条に事業承継により課税免除措置の承継規定をさせていただいてございます。

第6条には、規則への委任について規定をさせていただいてございます。

根拠法令等につきましては、過疎地域自立促進特別措置法及び地方税法でございます。

施行日につきましては、平成26年7月1日として、条例の効力を、現在の過疎地域自立促進特別措置法の有効期限であります平成33年3月31日とさせていただいてございます。

以上、御説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） これを通して、ちょっと確認させてください。

お題目は、美幌町過疎特別対策のためのお題目は頭ついていますが、固定資産税の課税免除、税務ですよ、言っているのは。この内容はね。免除ということはつきますけれども、それは、今説明を受けたのが、たまたま経済部長だったもので、そこら辺の仕切りがちょっと。私は、簡単に言えば、今言ったように過疎云々のためというのはわかるのですが、内容は固定資産税の免除のことなもので、私は、税務課長からの説明、信用するとかしないとかいうことではないですよ、行政のやり方ということではちょっとここ

で整理させていただきたいと思うのですが、そういう趣旨でお答えいただければありがたいなと思うところです。総務部長、どうですか、税務はあなたの管轄ですから。今、経済部長が、ちょっと違うのではないのという趣旨だから、総務部長、いかがですか。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 根拠法令は、過疎法と地方税法であります。今回、過疎地域の指定を受けたということで、こういった課税免除が受けられるというのが、まず過疎法にございます。地方税法では、課税免除することができる規定というのがございます。それによって、各法令、各条例で課税免除ができる規定を設けております。例えば低工法ですとか企業立地法の関係です。ですから、今回の目的は、あくまでも製造だとか、旅館業だとか、通信業、これらの経済の活性化というのが目的で、特別にその課税の免除をするということで、目的は、あくまでも経済の活性化ということでありますので、課税を免除することが目的ではないので、課税はあくまでも課税することが目的なので、特別扱いとして、こういった場合に経済の底上げをして、過疎から脱却を図るための経済活性化を図るために課税を免除するということなので、所管は経済部ということで、ほかの低工法、企業立地法のほうも同じでございます。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 正直言って、わかたようなわからないような。この結果を受けて、そうしたら、免税の金額、極端に言えば、徴収するのは経済部なのですかね。私は、あくまでも固定資産税というのは、今回は免税ですけれども、実際担当するのは税務なのでしょう。そういう意味で、私は、これ、税務課、税務を扱っているのは総務だから、今改めて説明していただきましたけれども、本筋は総務部でないのかなと思ったものですから聞かせていただきました。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） これは、どこでやるということは特に決まりはありません。ただし、事務処理上、公平に、いかに把握をして、これの事務を進めるかという段階では、やはり窓口になる部門となると、経済部がやはり多いのかなということで、これは私ども行政の事務処理上の都合によって、そういう取り扱いをしているということで、これまでも、低工法、農工法関係、あるいは産業集積の課税特例等も、一番把握をしやすい部局でということでもあります。

しかし、御指摘のとおり、税務の部門で、それを最終的には扱うわけですから、そのことにつきましても連携をしながら対応しますので、御心配することはないかと思えますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） この条例自体は、約6年間の時限的な措置の条例ですので、前の説明では、もちろん今の時点で、これ、条例、効力を持つのは7月1日からですから、今後、こういう、土地とか、そういったことでの結果に結びついてくればありがたいなと思うのですけれども、せっかくできた条例ですので、町のほう、関係する事業者に対してどんな形でこの条例制定したことを周知徹底なされるか、もちろん商工会議所とか、そんなところを通じてはやるのだらうと思えますけれども、せっかくですので、なかなか企業誘致というのは難しいと思えますけれども、こういう課税免除を利用して、この際、美幌に来たいと、そういうようなこともありますので、積極的なPRについての町の考え方について、お答えいただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） 今の議員御指摘のとおり、町内企業等につきましては、商工会議所等を通じて、あるいは町広報を通じてPRをさせていただきたいというふうに思っていますし、道外等の企業については、北海道の東京事務所等も含めて、あらゆるところ

に、こういったことで条例制定をさせていただきましたということのPRに努めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第36号美幌町過疎特別対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第37号

○議長（古舘繁夫君） 日程第9 議案第37号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の137ページをお開きいただきたいと思えます。議案第37号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

平成26年度美幌町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ4億3,596万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ99億4,309万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」で御説明を申し上げます。

それでは、140ページをお開きください。

第2表、地方債補正について御説明を申し上げます。

今回の地方債の補正につきましては、全て過疎債の新たな補正でございます。

起債の目的、まず、除雪機械購入事業であります。過疎指定が予想されていたために、当初予算で留保としていたもので、指定を受けることにより、過疎債、充当率100%、交付税措置70%を活用し、現在、車両センターで特にピリ砂利の積み込みに使用しております小型ホイールローダー、昭和63年製でございますが、これの老朽化に伴う更新をしようとするもので、更新後は、ピリ砂利の積み込みのほかに加えて、除雪にも活用する計画でございます。事業費788万9,000円を見込み、起債限度額780万円とするものでございます。

次に、町道整備事業、101号道路、2,550万円と、その次、213号道路、2,520万円、その下、378号道路、1,300万円につきましては、いずれも同じく過疎留保していたもので、過疎債を活用いたしまして、101号道路は舗装改修整備工事、工事費は起債と同額の2,550万円、213号道路も同じく舗装改修整備工事、工事費は同額の2,520万円、378号道路は未舗装整備工事、工事費は1,300万円同額でございます。

次に、住宅リフォーム促進事業でございますが、平成26年度の住宅リフォームの補助金の申込件数は142件で、抽選の結果、48件が落選となったことから、住民ニーズ、

地域経済効果が大きく、また、受注業者も対応可能な件数であることから、過疎債を活用し、申し込み全てに応えるため、歳出を増額補正するとともに、当初予算を含めた事業費全てを過疎債の対象とするものでございます。ただし、本事業は過疎債のソフト事業に当たるため、1次申請は2分の1との指示のもとに、事業費5,076万7,000円に対し、約2分の1の2,500万円を予算化するものでございます。

次の博物館冷暖房設備等改修事業1億4,530万円でございますが、これにつきましても過疎留保等をしていたもので、過疎債を活用いたしまして博物館の冷暖房設備の老朽化による全面改修を行うもので、事業費1億5,337万4,000円のうち、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会からの補助金800万円の残り1億4,537万4,000円に対し、過疎債の発行をしようとするものでございます。

最後に、美幌町テニスコート補修事業2,830万円でございますが、これにつきましても過疎留保していたもので、過疎債を活用し、あさひテニスコートの経年劣化による全面改修を行うもので、工事費は2,835万円に対し、過疎債を発行しようとするものでございます。

今回の補正によりまして、本年度の地方債総額を8億220万円とするものでございます。

それでは、次に149ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

総務費のまず財政管理事業費の負担金、全国過疎地域自立促進連盟北海道支部負担金3万9,000円の増額補正でございます。本町が平成26年度から過疎地域の指定をされたことから、全国の過疎自治体の連盟に加入するもので、今回は、均等割分としまして、全国の連盟分3万6,000円、支部分3,000円、合計3万9,000円を補正するものでございます。なお、来年度からは、今年

度の実績によりまして過疎債割負担金というものを納めるようになってきますが、率としましては、過疎債の1,000分の0.1を過疎割ということで納めるということになります。参考までに、例えば5億円でありまして、5万円という程度の負担金が発生するものでございます。

次に、庁舎管理事業費の庁用備品19万8,000円の増額補正でございますが、庁舎管理用の芝刈り機、平成17年に購入したものの更新でありまして、シャフトの変形や車輪の交換に多額の費用が生じるために、今回、買いかえるものでございます。なお、修繕費は10万円以上かかるということで、購入費19万8,000円で更新をしようとするものでございます。

次の政策推進事業費、事務事業協力報償179万3,000円の増額補正でございますが、ふるさと寄附者の大幅増により、特産品の費用を増額をしようとするもので、当初予算では年間325件を見ておりましたが、年度末の見込み905件分、580件増を見込もうとするものでございます。

その次の積立金であります。これは、ふるさとづくり基金積立金であります。161万5,000円の増額補正でございますが、ふるさと寄附金4月受納分が157件で、169万円ございました。このうち、用途指定のない161万5,000円をふるさとづくり基金へ積み立てをしようとするものであります。ふるさとづくり基金の年度末残高は8,019万4,000円となる見込みでございます。

次の住民活動推進事業費の庁用備品40万円の減につきましては、3点。まず1点目は、平成25年11月29日に東京都にお住まいの本田忠盛様からの御寄附をいただいた100万円を活用いたしまして、イベント用の椅子130脚、金額で106万8,000円で購入しようとするもの。次に、平成25年11月16日に、商工会議所様から御寄附をいただいた100万円を活用いたしまし

て、イベント用の天幕20張、横幕8セット、金額で102万5,000円を。それから、コミュニティー活動備品といたしまして、当初予算で計上しておりましたが、この次の項目で出てきます予算の組み替えによりまして、249万円の減額ということで、合わせまして40万円の減額の補正ということになってございます。

その下の自治会連合会補助金につきましては、今説明いたしました予算の組み替えで、249万3,000円の増額であります。コミュニティー活動備品整備について、コミュニティー助成金が内定されて、事業主体を自治会連合会としたことによりまして、予算の組み替えを行おうとするものでございます。

その下の統計調査事業費の減につきましては、経済センサス基礎調査、商業統計調査に係る市町村交付金の交付額が示されたことによる補正を行おうとするものでございます。

次に、151ページをお開きいただきたいと思います。

一番上段の社会福祉費の一般事務費の増、積立金でございますが、ふるさと寄附金4月受納分のうち、福祉に用途指定された9件分7万5,000円を福祉基金へ積み立てるものでございます。基金の年度末残高は3億3,580万1,000円となる見込みでございます。

次の、臨時福祉給付金給付事業費の増8,523万7,000円の補正でございますが、これは、消費税率の引き上げに伴い、低所得者の負担を軽減する臨時福祉給付金の給付金及び事務経費を補正するもので、低所得者世帯に1人1万円、児童扶養手当や公的年金の受給者には5,000円を加算し支給するもので、対象者は6,172人の見込みでございます。申請期間は、7月中旬から1月までの予定でございます。

次の、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費の増ということで、2,469万6,000円の補正でございますが、これにつきましては

も、消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯への負担を軽減する子育て世帯臨時給付金の給付金及び事務経費を補正するものでございまして、児童手当受給者には児童1人1万円を支給するもの。ただし、臨時福祉給付金の対象児童は対象外となっております。町内の対象者は2,322人の見込みで、申請期間は臨時福祉給付金と同様でございます。

この表の、ページの一番下、一般事務費の負担金、北見地域農産物輸送促進事業負担金175万円の新規補正でございますが、これにつきましては、JR貨物列車、いわゆるタマネギ列車と言われておりますが、この運行継続に伴うコンテナ購入費の美幌町負担分の補正でございます。

次に、153ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上段の町有林造林事業費の修繕料及び負担金の22万6,000円と7万5,000円の増額補正でございますが、これは、労働安全衛生規則の改正によりまして、重機への危険防止設備設置の義務化及び運転業務特別教育講習事項の必要性が生じたために補正を行おうとするものでございます。

その次、商店街活性化事業費の業務等委託料、商店街振興リーダー育成事業委託料363万1,000円の新規補正でございますが、これにつきましては、緊急雇用創出推進事業、補助率10分の10を活用いたしまして、商店街振興における企画立案力の向上、それから、リーダーとなる人材育成というのが不可欠で、この事業を活用して育成を図るとともに、宅配サービスの強化、あるいは、さらには空き店舗の現況調査を行うものでございまして、近々設置される合同会社へ委託をしようとするものでございます。

その下、観光振興事業費の観光施設接遇等人材育成事業委託料272万1,000円の増額補正でございますが、これについても、税源といたしましては、緊急雇用創出の10分の10の補助金を活用いたしまして、峠の湯の利用者回復に向けたホスピタリティーの

向上や営業力の強化、誘客のための企画立案力など、人材育成が重要であることから、この補助事業を活用いたしまして、各種研修によりスキルアップを図って、営業体制強化を行おうとするもので、これにつきましては、指定管理者に委託するものでございます。

その下の観光施設維持管理事業費の修繕料補償金の増額補正でございますが、峠の湯における水中ポンプ取りかえ等、緊急修繕の発生及びそれに伴う休業補償に伴う補正でございます。

その下、道路橋梁維持管理事業費の増264万9,000円でございますが、これにつきましては、建設水道部の建設グループの組織体制の見直しによりまして、道路維持作業員1名を雇用するもので、11月分までを道路橋梁費で計上、以降を、3月分までを除雪費で計上するものでございます。

その下の除雪対策事業費の増につきましては、今御説明した期間における臨時作業員の雇用に係るものでございます。

その下、車両であります、地方債補正で御説明いたしました小型ホイロローダーの更新の補正で788万9,000円でございます。

その下、道路新設改良事業費の増6,370万円でございますが、地方債補正で御説明いたしました町道3路線の整備工事で、工事内容につきましては、後ほど建設水道部より説明があります。

なお、一部ちょっと訂正をお願いしたいと思っておりますが、先ほど委託料の中で、近々設立する合同会社へ委託するというので、そのリーダー育成事業の委託料でございますが、既に合同会社が設立されまして、美幌宅配便利サービスプロジェクトという合同会社が6月2日に誕生いたしましたので、御訂正をお願いしたいと思います。

155ページ、上から2段目になります。維持管理事業費、修繕料184万7,000円の増額補正でございますが、これは、5月2日に発見をいたしました栄森の草地崩落に

に伴い、町が管理している鹿の沢川への土砂流入防止対策をとった費用、約130万円と、今後の対策費用を含めまして184万7,000円を補正しようとするものでございます。

その下、都市計画変更事業費、業務委託料、都市計画マスタープラン変更作成業務委託料332万7,000円の増額補正でございますが、これは道の都市計画マスタープランの見直しと連動させる必要が生じたために、平成27年度に予定しておりました、この業務委託料を1年前倒しをいたしまして平成26年度に実施することとなったため、増額補正をしたいというものでございます。

次の、公共下水道繰出事業費の公共下水道特別会計繰出金35万8,000円の増額補正でございますが、これは、公共下水道債特別措置分の減による一般会計からの繰出金の増でございます。

その下、建築事務費の増、住宅リフォーム促進補助金1,776万7,000円の増額補正であります。地方債補正で御説明いたしました過疎債活用により、申し込み全件、補助することとした増額補正をしようとするものでございます。

一番下の段、語学指導外国青年招致事業費の増41万1,000円におきましては、外国語指導助手、ALT交代による各種経費の補正を行おうとするものでございます。

次、157ページをお開きください。

上から2段目、町民会館維持管理事業費の増、食糧費と町民会館改築基本設計委託料2,381万2,000円の新規補正でございますが、町民会館改築に伴う基本構想、基本計画、基本設計を行う予算化で、食糧費は町民参加による検討のためのお茶代ですが、設計委託料につきましては、現施設の建築面積とほぼ同程度で最大可能な建築する延べ床面積を想定し、今回、委託料を計上したところでございます。

その下、活動促進事業費、消耗品7万円ですが、これは御寄附によるものでござ

いまして、まず3月26日、報徳にお住まいの大屋委代様から1万円の御寄附、3月28日、匿名の方から1万円の御寄附、5月10日、美幌仏教信仰会様から5万円の御寄附、いずれも図書館蔵書のために役立ててほしいといただきましたので、図書を購入する補正でございます。

その下、博物館運営事業費の増、1億4,840万5,000円でございますが、地方債補正で御説明いたしました博物館の冷暖房設備を全面改修する事業費を補正するもので、工事内容につきましては、後ほど教育委員会より説明があります。

その下、スポーツ振興事業費の増、292万3,000円の増額でございますが、これは昨年度に引き続き、文部科学省の委託事業であるスポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業、事業費292万3,000円、これ全額国庫委託金でございます。これが採択をされ、スポーツ教室やスポーツ政策検討を行うもので補正をしようとするものでございます。

次に、159ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上段の実施設設計等委託料、河畔公園パークゴルフ場基本計画委託料351万円の新規補正でございますが、河畔公園におけるパークゴルフ場造成工事に係る基本計画の策定を委託する費用を補正しようとするものでございます。

その下、工事請負費、美幌町テニスコート補修工事2,835万円の新規補正でございますが、地方債補正で御説明いたしました、あさひテニスコートの全面改修工事費を補正するもので、工事内容につきましては後ほど教育委員会より説明があります。

その下、職員給与費の増、その他の手当143万5,000円の増額補正でございますが、民生費で御説明いたしました臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金支給事務にかかる時間外勤務手当分でございます。

それでは、次に、歳入を御説明いたします

ので、議案の145ページにお戻り願いたいと思います。

上段2段になりますが、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の補助金につきましては、給付金及び支給に係る事務費全額、国庫補助金で交付されるもので補正をしようとするものでございます。

その下、スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業委託金につきましては、歳出の保健体育費で御説明いたしました文部科学省からの委託金で、事業費の全額が国から委託金として交付されるものでございます。

その次の緊急雇用創出推進事業補助金の増につきましては、歳出の商工費で説明いたしました商店街振興リーダー育成事業及び観光施設接遇等人材育成事業の委託料、全額の道補助金として交付されるものでございます。

一つ飛びまして、ふるさと寄附金の増169万円でございますが、4月受領分といたしまして、157件分の補正でございますが、前年比件数では約4倍、金額では約6倍の御寄附をいただいたところでございます。

その次、図書費の寄附金の増5万円ですが、歳出でも御説明いたしました、美幌仏教信仰会様からいただきました5万円の御寄附でございます。

その下、財政調整基金繰入金の増2,331万8,000円でございますが、まずは、平成25年11月29日、東京都にお住まいの本田忠盛様からの御寄附100万円をイベント用椅子購入費に充てるために基金を取り崩すこととしたこと。3月26日、報徳にお住まいの大屋委代様からの御寄附1万円と、3月28日、匿名の方から御寄附1万円を図書館の図書購入費に充てるための基金取り崩し及び今回の財政調整といたしまして、2,229万8,000円を財政調整基金で行おうとするものであります。

これによりまして、財政調整基金の平成26年度末の残高見込みは、11億8,806万6,000円となる見込みでございます。

次の、ふるさとづくり基金繰入金の増100万円でございますが、これは、平成25年11月16日、商工会議所様から御寄附を受けた100万円を、今回、行事用の備品購入費に充てるために取り崩すもので、これによりまして、基金残高の年度末見込みは8,019万4,000円となる見込みであります。

一番下の段、パークゴルフ場及び室内ゲートボール場施設整備基金繰入金351万円の増額補正であります。歳出の保健体育費で御説明をいたしました河畔公園パークゴルフ場基本計画委託料に充当するため取り崩すもので、年度末における基金残高は1億9,736万円となるものでございます。

次に、147ページをお開きいただきたいと思っております。

上から2段目になりますが、スポーツ振興くじ助成金293万6,000円の補正であります。当初予算に計上の陸上競技場、人工芝生の設置事業に対して助成金の決定があったために、今回、歳入の補正をしようとするものでございます。

その下のコミュニティ助成事業助成金240万円ですが、歳出の住民活動推進費で御説明をいたしましたコミュニティ活動備品整備について助成金が決定されたために、歳入の予算化をしようとするものでございます。

その下、地域再生可能エネルギー熱導入促進事業補助金800万円につきましては、地方債補正で御説明いたしました博物館の冷暖房設備改修事業に対し、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会からの補助金が内定があったことにより、補正を行おうとするものでございます。

次に町債ですが、町債につきましては、第2表地方債補正で御説明をいたしましたので、説明は省略させていただきたいと思っております。

以上、御説明を申し上げましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 町道整備事業について御説明させていただきます。

参考資料の54ページをお開きいただきたいと思います。

資料8、議案第37条関係でございます。

図面中ほどの①、第213号道路であります。こちらは、栄町2丁目コーポ杉の子様から共栄ハイツ様までの改良舗装工事で、車道幅員が5.5メートル、延長が180メートルであります。

次に、図面下側の2、第101号道路、東2条南4丁目であります。こちらは、旧美幌中学校北側の通称美中坂から続く路線で、三浦様宅から近藤様宅までの改良舗装工事で、車道幅員が5.5メートル、歩道幅員が東側で2.0メートル、西側で1.5メートル、延長で170.0メートルであります。

次に、図面右中ほどの3、第378号道路であります。こちらは、青山南、国道243号のつるや佐々木商店様の一本南側の路線で、林様宅から東堂様宅までの改良舗装工事で、車道幅員が5.5メートル、延長105.0メートルであります。

この3路線の整備は、いずれも過疎債の活用を予定しており、充当率は100%で、後年度元利償還金の70%が地方交付税で措置されるものであります。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしく願いいたします。

申しわけありません、先ほどの3番の第378号道路であります。こちらにつきましては、車道幅員3.5メートルの誤りありますので、御訂正のほど、よろしく願いいたします。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 続きまして、議案参考資料を説明させていただきたいと思っております。55ページをお開きいただきたいと思っております。

資料9、議案第37号関係。

美幌博物館冷暖房設備等改修工事概要について御説明申し上げます。

まず、美幌博物館は、昭和62年に開館、27年を経過し、各種設備配管や空調設備機器の老朽化が進行している状況でございます。現在は、空調機の能力低下等のため、暖房については、部分的に灯油FF暖房器を使用して対応せざるを得ない状況となっているほか、展示室及び収蔵庫の温度及び湿度管理ができず、展示品及び収蔵品の保管、保存に適していない状況となっております。また、機械室に設置されている施設の空調等のものであるディーゼルエンジンヒートポンプも27年を経過していることから、交換部品がなくなり、2台のうち1台が故障し、修繕不能となって停止している状況となっております。以上のことから、現状のままでは冬期間においては暖房ができず、夏期間中は館内が高温となる状況であり、早急な改修が必要となっている状況でございます。

それでは、図をごらんいただきたいと思っております。

冷暖房システムの概要であります。下の図にあります、井戸からの地下水を熱交換器により全館の弱冷房を行う空調機械室の空調機と、展示室等の個別の部屋に冷房をする電気ヒートポンプの冷却熱源として供給し、全館あるいは個別の部屋に冷房を行います。暖房につきましては、図の中央下にあります温水ボイラーから全館を暖める空調機や個別の部屋を暖める電気ヒートポンプへ熱源として供給し、全館あるいは個別の部屋に暖房を行います。また、1階、2階のロビーと玄関アプローチは、この温水ボイラーで床暖房を行うこととなります。

続きまして、改修工事の主な改修点については、設備については、まず、現在のディーゼルエンジンヒートポンプを電気ヒートポンプに交換、補助灯油式温水ボイラーの交換、空調機と自動制御板設備を更新、熱交換機とエアコン室内機を、新たに特別展示室、美術展示室、収蔵庫、視聴覚室、会議室に設置い

たします。配管については、地下水、温水配管の全てを交換いたします。電気ヒートポンプにすることにより、電気キュービクルを増設いたします。

なお、財源につきましては、地域再生可能エネルギー熱導入促進事業補助金並びに過疎債に求めようとするものでございます。

以上、美幌博物館冷暖房設備等改修工事の概要について御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

続きまして、議案参考資料56ページをお開きいただきたいと思います。

資料10、議案第37号。美幌町テニスコート補修工事の概要について御説明申し上げます。

美幌町営テニスコート補修工事。場所は、稲美137番地。あさひ体育センター北側に位置し、コートは2面で、全天候型のオムニコートとなっております。本町営テニスコートは平成元年に整備し、既に25年以上が経過し、人工芝の摩耗や剥離が顕著であります。また、下地のアスファルトの劣化などにより、水たまりによる藻が発生するなど、プレーに支障を来している状況にございます。このようなことから、今回、人工芝の全面張りかえ補修工事を行うものでございます。

資料の下側にございますコート図をごらんいただきたいと思います。

まず、下地でありますアスファルト、縦37.94メートル、横38.79メートル、舗装厚5センチメートルの入れかえ。次に、上部人工芝、縦38.94メートル、横39.79メートル、厚さ19ミリメートルの張りかえ及び人工芝にカラーコートサンド、人口砂で埋め砂を行い、芝目の上部2ミリメートルが出るように施工するものでございます。

なお、財源につきましては、過疎債に求めようとするものでございます。

以上、説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） 暫時休憩をいたします。再開を1時15分といたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第37号の質疑を、これから行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 149ページの政策推進事業費の事務事業協力報償ということで、ふるさと寄附金が非常に前年から比較してたくさんあるということで、町にとってはありがたいことなのですが、実際に寄附いただいた方に、町のほうから美幌町の情報を、どんなような資料をですね、礼状なんかとあわせて同封されているのか、その情報の資料の中身について、お聞かせいただきたいと思います。

もう1点は、159ページの河畔公園の基本計画委託料の関係ですけれども、町長、以前、総務文教厚生常任委員会で、12カ所の候補地があるということで、私どもも説明を聞きました。最終的に、昨日の一般質問、あるいは、きょうのこの補正予算の中で、既存の大正橋のコースに新增設をしたいという考え方から今回の予算出ているわけですけれども、私どもも議会議員の目から見た場合、私は一議員としては、町長が英断を持って、現在の大正橋コースを選んで、これから計画づくりするということは、非常によい決断ではなかったのかと思いますが、新設をしたいという強い思いがあって、大正橋も含めて12カ所あった中から、大正橋を選んだ経過というのですかね、当然のこと、いろいろな12カ所の中には問題点、課題、あるいは投資する事業費だとか、いろいろなことが想定された中で、町長として今回提案されていると思いますので、その辺の大正橋に至った経過について、特に私ども、町民から聞かれたときに、なぜ新設でなかったのかということについて、こういう機会に、町長として、しっかり町民に向かっても、大正橋のコースをこれ

から基本計画の中で議会と相談したいということですから、その辺の経緯についてきちっとした説明をお聞きしたい思います。

以上です。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 上杉議員の質問にお答えをしたいと思います。

今回の決定に当たっては、相当悩んで重い決断をさせていただいたということであります。昨日の一般質問と若干答弁かぶる部分あるかもしれませんが、経過ですのでちょっとお聞きをいただきたいなと思いますけれども、私がこのパークゴルフ場を整備したいというような思いは、平成19年の1期目の立起のときに、パークゴルフ場、それともう一つは室内ゲートボール場、これの整備を行いたいということで、1期目については、将来の建設に向けての財政的な基盤をつくらうというようなことで進めてまいりました。そして、2期目の平成23年には、さらに前に進めたいという思いで、パークゴルフ場の整備を目指すということを町民の皆さんに訴えてまいりました。

それで、動きとしては、平成25年の、昨年の4月19日に庁内検討組織を設置をして、そして、パークゴルフ場の整備に向かったの検討をしてくれということで指示をして、庁内における検討組織の設置、そして指示をさせていただきました。それで、6月10日に第1回目の検討委員会が開かれました。その後、5回ほど開催をされてきております。それで、この検討委員会は、教育委員会、農業委員会、経済部、それから建設水道部、総務部の組織横断的な、いろいろな絡みが出てくるということで、横断的な組織の中で検討を進めていただきました。

その中で、検討の候補地として、現パークゴルフ場を含めて12カ所の候補地が上がってまいりました。その中で、やはり一定の面積が必要だということで、それで私が指示した中身は、アクセスもいいし、既存の公共施設との相乗効果も図られるべきだというよう

な思いもあって、それと、当初54ホールというような思いがありましたので、どうしても、この周辺の町有地以外の土地というふうになると、一定の面積を要するというふうになると、農地がどうしても検討の中に入ってきたということでもあります。

それで、農地のことで言いますと、規制もさることながら、その規制を乗り越えていくには相当な年数も必要だという状況にありました。しかも、美幌町は転作田があるということで、転作奨励金もらっている方もかなり地権者の中におられるということで、その転作奨励金の保証金の問題も出てくると。さらには、土地改良事業、畑総が基盤でありますけれども、畑総の土地改良事業の実施地区もこの周辺にはかなりあるということで、この受益地については、土地改良事業を行われた後8年間については、農地法だとか、そういう解除ができないというようなことで、もしか解除をするのであれば、特別徴収金というようなものもお支払いをしなければいけないというようなこともわかってまいりました。

そして、平成25年11月25日には、農業委員会から建議書もいただきました。私は日ごろから、私どもの町の基幹産業は農業であるというようなことで、この建議書の中には、町はパークゴルフ場の建設を検討しているということだけでも、農地の転用による新設のお考えがあるならば、農業生産の基盤である優良農地の確保は優先されるべきというようなことが、私に重い課題といたしますか、相当、TPPの問題も含めまして、その決断がちょっと揺るいだといたしますか、そういうことも途中経過としてはありました。

また、私、いろいろなところで町民の皆さんとお会いしています。それで、具体的に利用者団体とか、そういうところの接点ではなくて、多くの町民の皆さんと会う機会があって、その中の御意見なんか、さまざまにいただきました。その中には、今の現有のパークゴルフ場は非常に近くいいのだという声も随分私のほうに寄せられてきました。そう

いうこともあったということでもあります。

それと、私、今のパークゴルフ場ではなかなか厳しいというような思いを訴えてきたのですけれども、それは何かというと、大雨によってパークゴルフ場が水につかると、そして使用できないというようなことも過去にありました。また、トイレ含めて、事務所もプレハブ状態で、大雨が降るという予想のときには撤去しなければいけないというようなことも含まれて、恒久的な、やはりトイレであるとか、クラブハウスであるとか、そういう格納する、パークゴルフ場をよりよくするための機材等の倉庫なんかも含めて、やはり整備をしなければいけないというようなことを思っただけから訴えてきたわけでありまして、その後、私もいろいろなパークゴルフ場を見させていただきました。それで、これは時代の流れもあるのだらうと思いますけれども、河川敷の利用については、かなり私が考えていた以上に規制が少し緩んできているのかなという思いがあります。それで、この辺の話は、総務文教厚生常任委員会のほうに河川敷利用のための根拠は何だというようなことで、多分担当のほうで一度説明していると思いますけれども、私のイメージとしては非常に緩くなってきたのかなというような思いがありました。

そういうことも含めて、あと、相当年数がたっています。議会に陳情書が上がったのが平成10年だと思います。取っかかりの最初の陳情が上がってきたのは、平成10年だと思いますけれども、それからもう16年もたっているというようなことでもあります。そして、私が約束してからも、もう7年もたっているというようなことも含めて、厳しい決断をしなければいけないというのは、ボールはもう既に私のほうに来ていましたので、町民の皆さんに対してボールを返さなければいけないという思いで、相当悩みまして、これ以上農地を求めても、なかなか時間もかかる、規制も厳しいというようなことで、現有地での、きのうの論議ではありませんけれど

も、新增設というような形で、今回、私の思いとして決定をさせていただいて、きのうの一般質問、そして、今回の基本計画の提案をさせていただいているという経過でございます。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 詳しい説明で、私どももやはり関心事でありますので、町民の皆さんから聞かれたときに、やはりそういう経過についてきちっと伝える、我々の、議員としての責務もありますので、経過、よくわかりました。

それで、町長、いろいろなところを見られたというお話でしたけれども、具体的にその決断に至るまでの間、どういうパークゴルフ場を町長自身がみずからの目で見て、いろいろ検討の中で最終決断するときに参考としたようなところがもしあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 一番直近で言うと、音更町の河川敷を利用したパークゴルフ場があります。あと、近隣でも、いろいろ、置戸だとか、常呂であるとか、さまざま、大空町のパークゴルフ場も見せてもらいましたし、いろいろ見させていただきました。そういうことも、非常に決断に至る参考にはさせていただきました。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私、以前、こういう重要な政策決定のときに、いろいろな意味で、議会議員が町の施策を正式に案として出されたときに判断するには、町が検討したいろいろな比較資料とか、そういったことをやはり議会に出しながら、議会も賢明な判断ができるようにということで求めた経緯もありましたので、今お尋ねしたところですが、昨日の一般質問の中でも、計画が出てきたら複数案ということですので、ぜひ、今後やはり基本計画出たときに、最終的に提案される案についての比較、評価というのですかね、そういったものについて、やはりき

ちっと議会にも出しながら、我々もしっかり町民に説明しながら、判断できるようなことで、いい、そういう基本計画に着手していただきたいということで、この部分は終わります。

1点目の関係、もしありましたら。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 本当に町民の皆さんには、随分長い時間かけて、本当に申しわけなく思っておりますし、こういう機会でご質問させていただいて、町民の皆さんに御報告できるということをご報告申し上げたいと思っておりますし、また、いろいろ論議をいただいた中で、本当に今の状態でも、ふだんでも、きょうは美幌で大会やっているのですかというぐらい、多くの皆さんの利用を得ていますので、今後も、新しいというか、新增設のパークゴルフ場も多くのの人に愛されるような、そういうパークゴルフ場をぜひ実現していきたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（露口哲也君） 上杉議員さんからの御質問です。美幌のPRの部分につきましては、観光パンフ、それから、ことしは美幌峠のフォトコンテスト、そうしたチラシの部分も一緒にPRさせていただいて発送させていただいております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 159ページですね、実施設計委託料、河畔公園パークゴルフ場の基本委託です。きのうも、ただいま町長のほうから話ありましたけれども、吉住議員の一般質問で、かなり白熱した論戦がなされておりますけれども、実施設計でありますけれども、予算が決まっているから、そう何十通りもないと思うのですけれども、おおよそ何通り、例えば3通りとか、5通りか8通りという、おおよその、何通りかの図面といたしますか、設計図、全くそれは未定ですか。

○議長（古舘繁夫君） そのこと1点ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 新鞍議員の御質問でございますけれども、何通りになるかという部分については、今のところ、何通りだというふうに申し上げられる状況にはないかと思っております。幾つかのパターンということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） それで、その実施設計、設計図ですけれども、基本計画ね、もう既に発注しているのか、それとも、これからお願いするのかどうかということで、お聞きいたします。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 補正予算の議決をいただきましてから、これから発注ということでございますので、既に発注されたものではございません。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） それで、大体何カ月というか、いつごろまでという時期は、それも未定でしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 今、担当のほうで考えているのは、おおむね工期を最大長くても8カ月ぐらいの期間を、余裕を持って考えている状況であります。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私も同じく159ページ、河畔公園の基本計画の委託料にかかわってお聞きしたいと思います。

まず最初に、パークゴルフ場をつくるという場所が現河川敷パークゴルフ場をベースにするということについては、私は歓迎の声が圧倒的に多いということを申し上げたいと思います。

私も年4回、町政報告会を行って、その都度、どうですかというお話を伺っていますが、パークゴルフは競技としてのもちろん側面がありますが、もう一つ、多くの町民にとっては、芝生を楽しみながら歩くことで健康保持に非常にいいという点で、もう一つの隠れた側面がございまして、これが底辺を広

げているのではないかというように思いますので、現河川敷を活用したいということについては、町長公約との絡みで、やや、どうかなという方もいらっしゃるかもしれませんが、英断だなというように歓迎されているというのをベースにいたしまして、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

質問は、この1点です。

一つは、昨日の一般質問に対する町長答弁の中で、既存の施設との関係で、両立も可能と受けとめられる町長答弁であったというふうに思っております。私は、そうだろうか、その部分については懸念をしています。

そこで、まずお伺いしたいのですが、いただいております河川敷上空から写した航空写真の中で、滑走路、600メートルと少しあるようですが、その両側に一定の空き地を持っております。多分、ウルトラライトプレーンの離着陸のための安全を確保するというスペースではないかと推測をしているのですが、だといたしますと、滑走路プラス一定の空き地については、両立をさせようとした瞬間に、全然、パークゴルフ場としての利用は許されない、安全面で許されないという状況になるのではないかと思っております。それで、多分、滑走路を設置するときに、この部分は活用できませんよという図面があるのではないかと思うので、ぜひ図面をお示しいただきたいというふうに一つは思います。

もう一つは、既存の団体との整合も図らなければならないという点では、町長のお立場もあるのかなというように思いますが、私の目で見ますと、ウルトラライトプレーンの関係する協会は、活動実態は皆無ではないかというふうに思っております。それで、活動の実態につきましても、これは町も押さえておられるというふうに思いますので、総会、あるいは、さまざまな行事などについて、どういう活動実態にあるのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） 現在の場外離着

陸場の利用範囲といいますか、その安全地帯含めて、図面が、滑走路を中心として、一応20対1という割合で進入路を確保しなさいと。その間については、障害物、あるいは物をつくってはならないということがあって、そのメートルが図面の中で書かれたものがございますので、これは後ほど配付をさせていただきたいというふうに思っています。

それから、もう1点のオスパ（オホーツクスカイスports振興協会）の実態でございますけれども、平成16年に最終的な臨時総会が開催をされまして、それ以降、総会は、今現在開催はされていないという状況でございます。町としては再三、総会の開催を促してきましたし、そういった形でいけば、町としてはきちっとした組織としての正常化の指導もしてきたところでございます。残念ながら、今現在においても、16年度以降、総会は開催はされていないということと、それから、滑走路の利用については、実際に離着陸をするような状況には今はないというのが現状で、使用しないという形で、経過としてはございます。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 大江議員の質問ですけれども、両立は許されないのではないかとというようなことで、きのうの一般質問でもちょっとお話をさせていただきましたけれども、航空局との打ち合わせを実はさせていただきまして、それで、案ができていく途中でも、その案をぜひ見させてくださいというようなお話もあります。それによっては許可を与えないというようなことも出てくると、航空局としての許可を与えないというようなことも言われて、そういう話も伺っていますので、いずれにしろ、今は飛んではいけないですけれども、私どもは特例団体の指定をしておりますので、いずれにしろ、何案かできた中では、例えば滑走路にかかる部分が出てくる、そこを潰さなければいけないとか、そういうことになると、廃止の協議を含めてやらなければならないと、そのように思っており

ます。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。
○2番（大江道男君） 図面は後でいただけるということですが、20対1だといいたしますと、30メートルですかね。20で600メートルを割れば、その程度だといいたしますと、まだ両立の余地はあるかもしれませんが、利用者からいいたしますと、プレーをしている頭の上をウルトラライトプレーンが飛ぶということでは、多分、問題だという声が上がるのは確実だろうというふうの一つは思います。

それともう一つは、果たして、現在、大正橋コース18ホールを大正橋の下流に持っておりますが、距離があるために、主な利用者は、大正橋の上流、いちいコース18ホール、つつじコース18ホール、しらかばコース18ホール、ここで54ホールありますので、54ホールをつくるというふうになりますと、多分、不満が残るのだろうと思います。ホール数をふやしてほしいということであろうかと思えます。しかし、両立を図るといふふうに考えた瞬間に、増設の余地はほとんどないということも、また現実となっております。

したがって、私は二兎を追えば、両方とも大きな問題を抱えざるを得ないということで、町民的に言えば、第一に考えるのはパークゴルフ場をしっかりとしたものをつくるということに力点を置くべきだということに思うのですが、いかがでしょうか。

あわせて、既得権というのはあるかと思えますが、権利の上にあぐらをかくものは、それは主張できないよというのも日本の法律の一つの特徴です。既得権が主張できるのは、一体何年だ。お金の貸し借りだって、土地の登記の問題だって、取得時効、あるいは消滅時効というのがあります。それから見ますと、私は、もう、平成16年からいきますと、11年ですか、10年以上にわたって総会が開かれていない、あるいは活動実績の実態もないということが既得権を主張するこ

とはかなり無理があるというように思っております。その点で、町長としての腹というのですかね、しっかり町民の方を向いて決断をすべきだと。さまざまな過程というのですかね、ありますので、基本計画ができた案を見てというのも、その作業の中で御判断されていることかもしれませんが、腹の置きどころという点では、しっかり表明されているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 大変厳しい決断というふうなことになるかと思えますけれども、美幌町もスカイスポーツをまちづくりの、地域おこしの一つにしようということで取り組んできた経過があります。それで、今、この滑空場は主にウルトラライトプレーンが中心だということで、スカイスポーツはいろいろな種目が実はありまして、パラグライダーもその一つでありました。それで、オホーツクスカイスポーツ振興協会の傘下には、パラグライダーもありますし、ラジコンもあります。それで、ラジコンも現実的にはやっておられるというふうなことで、それで、私は、なかなかスカイスポーツの旗をおろすというふうなことは、なかなか、このランドマークにもなっているスポーツですから、ただ、ウルトラライトプレーンが飛んでいないという事実は大江さんおっしゃるとおりだと思います。ただ、このパラグライダーを含めて、旗をおろしていいのかというのは、相当重い決断になると思えますので、もうちょっと、この様子も、基本計画の中身を見せていただいた中で決断をさせていただきたいと思っております。

それで、私のイメージとしては、クラブハウス、駐車場を、今のスカイスポーツの駐車場あるところがありますけれども、あそこから、例えば今が一番川の上流のしらかばコース、今既存のコースとしては、しらかばコースがあるわけでありましてけれども、しらかばコースまでただ歩いていくのかと、何もしな

いで歩いていくのかというのも、かなりもったいないというような思いもありますので、それで、いろいろな案という中には、例えば川の左をパークをやりながらおりにって、シラカバであるとか、イチイであるとか、そういうところを楽しみながら、帰りは川沿いのコースを通過して戻ってくるという方法もあるのではないかと。

そんなことで、いずれにしろ、恒久物は提外には置けないわけですから、堤内ということになると思いますので、それと既存のやつ含めて、どううまく楽しみながら、全体の中で楽しんでいただけるかということも考えなければいけないというようなことでありますので、おっしゃるように、ウルトラライトプレーンの両立は非常に厳しいという状況もわかりながら、なかなか旗をおろす決断にはまだ至っておりませんので、今回の結果を含めて、協会のほうにも、まだ具体的なお話をさせていただいております。

ただ、私が会長とお会いしたのは、こういう決断をして、この現パークゴルフ場の拡張増設で対応するので、議会の皆さんにも全員協議会でお話しするし、記者発表もさせていただくので、そういう内容で、現在の場所のいわゆる増設で決断しましたということで、そのことのみにお話をさせていただいているということでもありますので、御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 最後の質問であります。私は、駐車場とそれぞれのコースとの距離がかけ離れていけば、必ず問題になると思います。おりにて直ちにプレーができるというのが駐車場のありべき姿ですし、トイレなどにつきましても、その位置とコースとの関係でトイレの位置が問われます。提内となった瞬間、やはり現在の航空公園のトイレ、あるいは駐車場が、人間の体で言えば、へその部分にないと非常に問題が出てくるということで、そうしますと、オスパですか、との関係は、ほぼ両立は不可能になっているという

ことを意味するということに思っています。オスパは、ウルトラライトプレーンのほかにパラグライダーやラジコンがあるということですが、ウルトラライトプレーンのための600メートル滑走路ですか、だとすると、この滑走路は、ほとんどもう意味をなさないといいように思っています。そういう意味で、多額の事業費をかけて、しかも、今回、補正予算で基本計画の委託料ということで判断するに当たって、多くの利用者や町民が失望するような方向は絶対に避けるべきだといふように思っていますので、その部分だけ、最後の質問になりますので、腹のうちを示していただければありがたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 大江さんから大変厳しい意見いただきました。もうちょっと決断までに時間はいただきたいというような思いでありますけれども、いずれにしろ、今回の基本計画をお認めいただいたら、よりよいパークゴルフ場ができるような、そういったことに最善を尽くしたいなと思っております。

それで、私、先ほど言った提内にとこのような話は、多分、核となるものはそういうイメージですね、もちろん駐車場としては今使っている駐車場も可能にはなってくると思いますが、また、今、トイレもトレーラー方式のいいのが結構出ているということもありますので、そういう検討も含めてやはりしていかなければいけないと。いずれにしろ、来た方が不便なような、そして、快適な環境の中でパークゴルフを楽しむ、そして、交流も深め、さらには体力づくりに全力で取り組めると、そんなパークゴルフ場を目指していきたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに。

13番大原昇さん。

○13番（大原昇君） 155ページの工事請負費、一番上ですね。それと、今、質疑があります159ページのパークゴルフにつ

いての単純なところでちょっとお伺いしたい
と思います。

まず、工事請負費ですけれども、これ、2
13号と101号、長さが10メートル違
います。その中で、213号が101号よりも
10メートル長くて、工事費が30万円高
い。この端的な、本当の、ささいなこと
ですけれども、これ、何かがあって30万
円の違いなのか。普通であれば、延長路
線が長ければ工事費も高いのかなと単
純に思っているものですから、その辺
の、どういう工事なのかを教えてください
たいと思います。

それと、パークゴルフ場なのですけれ
ども、これも、ただ、基本計画をつくる
に当たり、大体わかってはきたのです
けれども、町長としては、委託業者に、
条件を、こういう、今皆さんが言っ
ていたように、安全面に
関する条件とか、あるいは、今、町長
が答えていた提内にそういうのありま
すと、いろいろなやつを提示して基本計
画ができると思うのです。その辺のこ
とを、いま一度、特に滑走路の安全面
、安全基準というか、その
辺の提示をしながらの基本計画なの
かをちょっとお伺いしたいと思いま
す。その基本
計画をつくるのに、町長としては、そ
の安全面、あるいは、その提内に対
してののだとか、いろいろなものを出
しての基本計画の作成依頼なのかを、
ちょっとお伺いしたいと思いま
す。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） パークゴルフ場
の造成、それから施設の配置、それら
含めて、おっしゃるとおりのこと
で考えております。

○議長（古舘繁夫君） 13番大原昇
さん。

○13番（大原 昇君） この委託業者
ですけれども、例えば基本計画、私
の頭の中では、実施設計となると
図面もあると思うのです。ただ、
基本計画となると、ただ文章で
その計画をつくっていくのか、あ
るいは、その中に多少の、多分
ですよ、多少の図面も出てくる
のかなとは思っています、向こう
からはね。その辺のやつも
ちょっと、文言だけで

やって、その後に実施計画になっ
ていくのか、ちょっとその辺も
確認したいと思いま
す。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） だ
だいまの基本計画の作業内容
であります。作業内容につきま
しては、まず1点目が現況把握
としまして、計画区域及びその
周辺区域の自然的、社会的条件
等について現況を把握します。
二つ目は、整地分析として、
現況把握により得られたデー
タをもとに計画区域の特性を
まとめ、問題点を把握するとい
うことであります。3点目は、
計画内容の検討及び設定。こ
れは、計画方針の設定だとか
ゾーニング、施設の配置を行
います。4点目で、基本計画
図を作成いたします。5点目
で概算工事費を算出し、6点
目で基本計画の説明書を作成
いたします。そして、7点目は、
鳥瞰図と透視図といった図面
の作成を行うものであります。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 13番大原昇
さん。

○13番（大原 昇君） 大体わか
りました。ただ、その中でやる
に、果たして8カ月も、先ほど
の答弁の中で8カ月も本当にか
かるのだろうかというような
思いも、最長ですよ、本当に
8カ月も、余裕、あるいは見て
いてもいいのかなと思ったり
するのですけれども、その辺の
時間の詰め方というようなもの
をもっと考えていくことは
できないのでしょうかね。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 先
ほどの8カ月ということな
のですけれども、これはあく
までも最大限ということであり、
その中には、パブリックコ
メントだとか、住民説明会
等の住民の皆さんからの
意見を聞くような場面も、
その期間も含んでおります
ことを御理解いただければ
と思います。

○議長（古舘繁夫君） 13番大原昇
さん。

○13番（大原 昇君） 2点目
であります。

先ほどお伺いしました101
の道路の工事

の関係ですけれども、延長に対しては工事費が違ふということの説明をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 先ほどの道路の延長と工事費の関係であります。101号道路が2,550万円で、延長は180メートルであります。一方、213号道路は延長が170メートルで、工事費が2,520万円。これは101号道路につきましては、歩道が東西それぞれあるということで、事業費のほうがちよつと割高になっているという状況であります。

○議長（古舘繁夫君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 今、東西で歩道があるということは、両側にあるということですか。そして、その幅員が5.5メートル……、車幅の、だから車幅が、これ5.5メートルだよ。（発言する者あり）

全然見ていなかったです。わかりました。

○議長（古舘繁夫君） ほかに。

12番宗像密琇さん。

○12番（宗像密琇君） 再びパークゴルフ場のことでお聞きしておきたいのですが、先ほど大江議員も言われたように、私も、どんな形になるか、十数年のこの長き時代を経てきたので、非常にちよつと安心しております。

それで、先ほどからいろいろな角度から御質問があったりしたわけですが、私のほうからは1点だけお尋ねしておきたいのですが、先ほど言われた8カ月の間に、いろいろな順番作業があるかと思うのですが、私が今知り得ている情報だけでは、ウルトラライトプレーンのほうではなくて、ラジコンの方々の意見は多少聞いております。

これ、参考になればよろしいのですが、ラジコンを飛ばす機種の大きさにもよりますが、おおよそ300メートル、これあれば十分可能であると。それで、現在600メートルの滑走路のことを考えた場合に、どういふことになりますかと聞いたら、600メー

トルあったら、もう十分過ぎるという意見も聞いております。というのは、ラジコンも、こんなラジコンから、人間が乗れるか乗れないかというぐらゐのラジコンも美幌にも来ております。ですから、かなり、A5だか、A500だか、何か忘れましたが、それでおいても300メートルあれば十分だという話も聞いております。

それで、滑走路が今600メートル、これで、あの川も入れないで向こうで計画を立てようと町は考えているようですよとお伺いしたところ、それでしたら、もう十分過ぎるぐらゐラジコンのほうには大丈夫ですというような意見も聞いておりますので、私の耳ではちよつと疑わしいところありますので、町長、やはりこういう方々の意見を十分早目に吸収しておいて、この計画に進んでまいってほしいなど、このように思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 美幌にはラジコンのクラブ「ぼちぼち飛行隊」というようなクラブがありまして、あそこで日本レベルの方も飛ばしているというようなことですが、ただ、下でパークをやつて、宗像議員おっしゃるように、上でかなり大きいラジコンも飛ばすということで、それで私は、最初に思ったのは、これ、利用調整がうまくできないかなというようなこともちよつと考えました。例えば、冬やるには、やはりコンローラーを動かすのにはしびれるということで、小屋でもできれば、総張りのやつで飛ばせるのかなというような思いもありまして、冬はパークゴルフ場は使いませんので、歩くスキーをどうするかというのはまたちよつと問題ありますけれども、先ほど大江議員の質問にも答えさせていただきましたが、どこかで重い決断をしないといけないなど思っていますけれども。ただ、スカイスポーツの中でも、ラジコンであるとか、峠で行われているパラグライダーは、やはり、私、きのうの一般質問で言いましたけれども、スカ

イスportsも、やはり、山、谷が多分あるのだと思うので、利用者の方にもいろいろお話しするのですが、谷に来たときはもう安全な低空飛行をして次の段階に向かうべきではないかというような思いはずっと持っています、そういう意味で、なかなか旗をおろせないというようなこともちょっとありまして、ただ、現実的にはウルトラライトプレーンを含む、あそこで行われるべきことが総会も開かれないという現実的なこともあります。

それで、きのう、振興計画の平成10年のときの資料も改めて見させてもらいましたけれども、スカイスportsでまちおこしをするというようなことは、なかなか現状では厳しいと。何次目か前の議会でも、愛好者だけのものではないかというようなことも、そういうことも踏まえて考えると、ウルトラライトプレーン自体はなかなか厳しいのかなというような思いは持っておりますけれども、ただ、団体と協議をまだしておりませんので、どこかでやはり重い決断を、できるのかできないのかも含めて、基本計画の中で考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 12番宗像密琇さん。

○12番（宗像密琇君） 伺ってまいりますと、町長が私よりちょっと詳しいのではないかなというような気がしてまいりましたけれども、判断する前に、十分やっぱりそういう方々の御意見も拝聴しながら、ひとつ進めていただければ、いい結果が生まれてくるのではないかな。あのとき、こうすればよかった、このとき、こうすればよかったということのないように、ひとつお願いしたいなと思っております。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） このラジコンの活用は、多分これから多くなるのではないかと私は見ております。ということは、行方不明者の捜索も、人が入っていけないところを上か

らカメラを抱えて見るということが出来ますので、そして、フォバーリングもできるようなヘリもありますし、例えば川沿いに行って捜索するなんていうのは、消防団ではなかなか難しいところを、腹にカメラ、ビデオを抱えてずっと見て回るというのは、災害だとか、そういうものにも今後活用できるのだらうと思っていますので、それで、なかなかラジコンの方々も苦勞されているようでありますけれども、ウルトラライトプレーンはちょっと置いておいて、今後の活用も結構あるのではないかなと。そして、そういうときには、やはりそういうクラブの皆さんのお力もかりないと、消防署でそういうものの機材を買って捜索してやれといってもなかなか難しい部分がありますので、いずれにしろ、基本計画をつくった中で、どこかで決断をしなければいけないと思っていますので、御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 155ページの工事請負費、それと、その下の都市計画、その下の住宅リフォーム、それと159ページのパークゴルフ場とテニスコートの質問をします。

まず、工事請負のほうですね。これは、この間、経済建設常任委員会でも聞いたのですが、たまたま3月議会、そして先月の議員協議会の中では、道路工事が4本、これが過疎債の認定の関係で1本減ったということで、たまたまそれが、道路の長さが少なかったと。ただ、過疎債の中では80メートル部分でもということは書いてあるということの説明を受けたのですけれども、ここに出していない、要するに、計画に入っていた道路等が過疎認定にならない場合、道路計画として優先順位になるのかどうかを聞いたかったのです。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩浩君） ただいまの過疎債の関係でありますけれども、今、議員さんおっしゃっている道路、過疎債の認定要

件、適用要件であります100メートル以上満たない道路ではないかというようなお話だと思います。これにつきましては、担当のほうとしましては、起債協議等をしている中で、北海道との協議の中で、今回は80メートルと、100メートルいかなかったの、起債のほうは見送りという判断があり、予算化はしていない状況であります。

そして、この優先順位等につきましては、これが来年度以降どのような形で整備ができるか等、手法等を検討した上で、しかるべき時期にまた考えていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） たまたま計画のときの質問にはならなかったかなと思ったのですけれども、100メートル以下の道路が数本あったものですから、そうなる、まとめてできるだとか、そういう部分がちょっと気になったものですから、道路の関係はわかりました。

続きまして、都市計画マスタープランについてであります。

これは、今回また300万円ほどの委託料ということになっていきますけれども、大きくマスタープランの中で、美幌町の建築基準だとか、そういう部分の大きな変更だとか訂正だとかがなければこの金額でないのかなと思いましたが、何か大きな事由だとか変更等でありましたら、お願いします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） こちらにつきましては、例えば白地地域の宅地化に伴いまして、新たに用途地域を指定するだとか、逆に用途地域の減少、今まで二種中高層住宅専用地域だったものが、実態に合わせて農業振興地域への編入を行うだとかといった、実態に即した形の見直しであります。

当初の予定でありますと、平成27年度にこちらのほう、都市計画マスタープランのほう変更する予定でありましたが、道との協議において、道の都市計画マスタープランの変

更に合わせるという形で、1年前倒しで今回計上させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 工業用地だとか住宅用地なんかで、一種、二種、三種、いっぱいありますけれども、美幌町に、今現況ですよ、今現況の中で格上げをするだとか、用途の変更の中で規準値を緩和するだとか、そういう部分というのでも検討に入るのですか。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 今回の見直しの主なものにつきましては、白地地域の宅地化に伴います第一種住居専用地域へ指定するということが一つと、あとは、先ほど申しました二種中高層住宅専用地域の農業振興地域への編入に伴います用途地域の廃止であります。このほかは、基本的にはこの内容であります。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） たまたま工業だとか商業だとかの部分、住宅と違って基準が結構甘くて、建ぺい率、容積率も違うものですから、我が町のコンパクトシティを考えたら、工業用地だとか商業用地については、それなりの基準の拡大を図る必要があるのかなと思ったのですけれども、その辺の検討には入っていないということでもいいのですか。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） そのとおりであります。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 続きまして、住宅リフォームについてです。たまたまこの住宅リフォームは、ことしまた3年の延長ということで、町長のほうで、住民の安心・安全も重ねて住宅を直そうという政策だと思っておりますけれども、たしか当初3年前は、多くの意味で、春先の工事も必要でないかということで取り組んだのかなと。そのとき、私も、当時、経済常任委員長で、その話の中で早目の発注がいいということで、どんどんや

りましょうと、なるべく4月には受け付け開始のほうがいいのではないかということだったのです。たまたま、ここ数年間は5月の臨時会等がありましたので、早目の発注だったと。たまたまことしはそうでなくて、過疎債の関係もあったのかなと思ひまして、6月の末までずれ込んだと。ただ、多くの町民、業者も、春先の工事の日程がちょっと変わったなというところがあったのですけれども、今後、まだ3年あるということなのですけれども、今月、6月の末というのではなくて、このリフォームについての補正の分が、今後どうするのかではなくて、できれば当初の予算内でできるのか、そして7月発注だとかいう部分を、再度、町長の方向というのですか、その辺を確認とりたいです。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） このリフォーム事業ですね、議会の皆さんの本当に御理解をいただいて、予算審議にかかってからですか、早い機会にPRさせていただいて、大変ありがたく感じております。それで、ここ4年間、全て補正予算という形で、この3年過ぎてまだ需要があるのかどうかということで、担当のほう、私もそうだったのですけれども、ちょっと弱気だったのですけれども、来年はちょっと強気で提案させていただきたいなと。そして、できれば、地元業者の方もある程度もう4年間の経験あるわけですから、どれぐらいとって、どれぐらいの期間でできるかということも経験則ではかれると思ひますので、できれば、来年は、3年間やるということで2年目ですので、少し強目の予算をやはり組まないと、町民の皆さんにも議会の皆さんにも御心配かけるといふことでもありますから、来年は強目に行きたいと、そのように今から思っているところであります。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今の町長答弁については、よくわかりました。ただ、ことしにつきましても、もう6月の末となりますと、当初の予定より狂っているという部分がありま

すので、今回通れば、早急にまた審査等が始まるのかなと思うのですけれども、極力、地元業者の認識が狂ってしまうと、また来年以降も大変だと。また、重ねて、このリフォームについては違う手法がいいのではないかと、いろいろな提案が来ていると思ひますので、これについてはまた改めて確認とりますので、終わります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 町外業者も入っているのではないかということで、議会の中で御指摘いただきまして、私も、それ、非常に気になりまして、担当のほうにちょっと確認させているところであります。また、当初予算で、件数が出て金額が出るわけですけれども、抽選する必要がないのではないかと、補正するのならというようなお話も議会の中からいただいていますので、来年は強目に行きたいと、そのように今から決意しているところであります。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） では、続きまして、159ページ、先にテニスコートのほうから行きます。テニスコートにつきましては、今回の工事で、すごくいい形になるのだと思うのですけれども、たまたま時期が、今、一番いい時期なので、冬期工事になるとまた大変なものですから、その辺の着工の関係と、あとは完成の関係、その辺について再度確認します。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） テニスコートの人工芝の張りかえ補修工事については、私どもとしては、できるだけ早く工事を発注していただいて終わらせていただきたいというふうに思っています。冬期となりますと、非常に工期的に難しい部分もあると思ひますので、工期が何日間、何カ月間かという部分はまだ私の段階では把握しておりませんが、できるだけ早く改修したほうが良いというふうに思っています。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今、早くと言ったのですけれども、今が一番いい時期なので、逆に言えば、秋になってからなのかなと思ったものですから、早くというのは、ちょっといかなものかなと思って、びっくりしたのですけれども、もう一度確認します。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 現実的には、今シーズンということも当然あります。冬になると難しいという部分もありますので、秋口になるかと思えますけれども、適正な時期に発注できればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） よくわかりました。テニスコートを終わります。

続きまして、河畔公園パークゴルフ場基本設計委託料の中で、先ほど町長の答弁を聞いていまして、ちらっと歩くスキーという言葉が出たものですから、きのう来からの話の中ではこの部分の答弁がなかったものですから、ちょっと確認とりたいのですけれども、たまたま僕も冬期のそういうスキーだとかやるほうなのですけれども、河川敷含めて網走川というのは、午前中は風はないのですよ。午後になると、湖に風が持っていられるので、僕も魚釣りするのですけれども、昼からの魚釣りもできないぐらい風吹くのです。それで、歩くスキーというのは、極力吹きさらしのところでやらないという形をとっているものですから、特に網走川の河川敷となると、吹きさらしの中での歩くスキーは相当体感にとってよくないというような私は懸念しているのですけれども、これらを、そういう方々と、本当に歩くスキーにとって問題ないかどうか、町長はどういうふうに考えたのかなと思ひまして。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私、これ、当初から言っているのは、夏場だけでなく冬期も何か利用できないかというような思いで、それで、照明つけて、夜は歩くスキーの愛好者が

利用する、また、クロスカントリーの子供たちがそれを利用するというようなイメージで、実はこういう提案をさせていただいてきましたけれども、今回の提案した段階で、早速スキー連盟のほうからクロスカントリースキーのトレーニングの場所を、議会のほうにも出ていたと思えますけれども、現状の場所の拡張で照明をとというようなことがありましたので、これらもちょっと勘案しながら考え直さないとだめかなと思っているところであります。

ただ、歩くスキーということになると、どうなのでしょうね、冬、あそこの大正橋の上でスケートも乗っているのです、冬の体感温度をどう感じるかは、ちょっと私も経験ないのでわかりませんが、その辺も果たして可能なかどうかは、また検討してまいりたいと、そのように思っています。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 相当厳しいのかなと思ひ言っているのです、たまたま、隣町の津別町もパークゴルフ場の周りに照明をつけて歩くスキー場をつくったと、1年で廃止と。余りにも寒くて無理だったということも聞いていますので、極力、これもパブリックコメント等もありますけれども、なるべく、そういう利用者、もしくは運動の指導員だとかいろいろな中で、本当に町民にとって安全な確保がとれるのであれば望ましいのかなと。ただ、その辺については無理なさらずにやったほうがいいのかと思いますので、再度、町長の答弁をお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） ありがたい御指摘でありますので、検討して、健康に障害を受けようではちょっと問題ありますので、スポーツ担当の職員もおりますので、その辺も含めて、いろいろ聞きながら進めてまいりたいと、そのように思っております。

また、愛好者の皆さんの声なんかも多分聞く機会があると思ひますので、そういうことも含めて検討してまいりたいと、そのように

思っております。

○議長（古館繁夫君） この議案第37号でお尋ねしたいと思っていられる方、仮にですよ、手を挙げてください。

暫時休憩いたします。35分、再開いたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時36分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 1点だけ、お知らせください。159ページのテニスコートの補修工事のところなのですけれども、先ほど説明を受けました。説明のとおり、水はけが悪くて、人工芝を張りかえるということなのですけれども、今より水はけをよくするための工事というのがここでなされているのか。これ、図面はあるのですけれども、ちょっともう一度説明していただきたいなと思いますし、水はけをよくする工事も含まれているのかをちょっとお知らせください。

○議長（古館繁夫君） この1点ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 基本的に、現状のテニスコートにつきましては、下地のアスファルトが劣化して、ゆがみなり、くぼみがあるということで、水引きが悪いという状況にはなっております。今回、下地のアスファルトも入れかえるということで、水がたまるという状況は解消されるようになると思います。含んでということでございます。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 157ページの町民会館基本設計委託料についてお伺いいたします。町民会館に関する質問、一昨日ですか、質問されているのですけれども、まず一つ目には、この過疎債を利用できるという状

況で、きっと基本設計委託を考えているのではないかなというふうに思いますけれども、例えば、当たらなかった場合というか……。

（発言する者あり）

説明受けています。それをわかった上でやろうと思ったのですけれども、まずいですか。

○議長（古館繁夫君） どうぞ。

○9番（坂田美栄子君） それで、新鞍議員の答弁のときに、「びほーる」の機能を重視されるのか、または生涯学習機能をも含めた施設整備ということで出されているのですけれども、これというのは、両方一緒にはなかなか難しいのではないかなというふうに感じているところがありまして、そうすると、例えば貸し館機能はどうするのかなというふうな思いもありますので、広い意味での設計プランニングというか、そういうものがあつたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 教育部長。

○教育部長（平野浩司君） 今、町民会館の施設の機能のことの御質問だと思います。基本的には、おとついでですか、新鞍議員の質問の中でもちょっとお話をさせていただいた中でいけば、まずは、今の貸し館多目的機能、これはきちんと維持をしていきたいというふうに思っております。それから、「びほーる」との連携と生涯教育の充実というような話もさせていただいております。今、その「びほーる」との連動と生涯教育というか、充実というのは、相対するのではないかという質問ですけれども、文化活動というか、文化を高めることというのは、ある意味では生涯学習の内数というふうに思っておりまして、ある意味では、教育委員会が、今、「びほーる」を管理をさせていただいているという意味からいけば、「びほーる」を少しでも多く使っていただく、それから貸し館とか、館をつくった中で、あいているときにそれを有効的に使うような行為をきちんと教育的観点から位置づけて使っていけないかという意味で、何か相対するという考えは持っておりま

せん。

それから、もともとは、町民会館というのは、現在は地域での避難施設でもありますので、逆に言えば、地域の安全・安心を守るような機能としてもきちんと充実させたいと。ですから、欲張っているわけではないのですけれども、いろいろなものを想定されるものを、余り形にはまった概念でなくて、何とか、限られたお金でやるわけですから、いろいろなことをきちんとフォローできるような形で進めていきたいというふうには考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（古館繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） ホール機能の連携と生涯学習というのは、相反するものではない、お互いに、教育委員会が主催することによって、管理することによって、連携した中でやっていけないことはないということであり、その点については、少し理解はできるような気はするのです。ただ、一般町民として、今、貸し館的なところは、各公民館はあるのですけれども、やっぱり広いところを利用したいというところについては、町民のために優先的に使えるのが今までは町民会館であったなというふうな思いがあるので、そこら辺のところもやっぱり優先していただきたいなという思いが一つあります。

それと、エレベーター機能とか、バリアフリー対策ということも十分考えた上で、今回、基本設計しますよという話なので、その辺については理解をしているところなのですけれども、ただ、私たちとすれば、利用しやすいという意味での会館にしていきたいという意味では、例えば基本設計できた段階で、パブリックコメントの中で、一般町民、私たちもそうですけれども、例えば意見反映することができるのかどうかという点も一つお聞かせいただきたいのと、それから、設計に当たって、イメージというか、木材的なものを利用した、そういう施設にするのか、コンクリートを重視した建物にしていこうとす

るのか、そういうところについても非常に関心が高いところなのではないかなというふうに思うのですけれども、全面改修ということで出されておりますので、そこら辺のところも、お聞かせいただけたら、お聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今回、基本設計をするに当たりまして、皆さん、特に関係する方々の意見をどういうふうに反映するかという御質問だと思います。最終的には、パブコメをいただく形にはなるのですけれども、その前段として、やはりできるだけ多くの方の意見を聞く努力はしなければいけないかなと思っています。そういった中で、当然、団体も含まれますので、例えば、今中心に使っていただいている文化連盟もそうですし、それから自治会連合会、それから単位自治会、ですから、本当にこういう方のぜひ意見を聞いてほしいというものがあれば言っていただきたいと思いますし、何か、がんじがらめにして、何かつくり上げるという気は毛頭ございません。

やはり、貸し館機能という多目的機能が非常に望まれているという認識は持っております。何度も言いますが、それだけでは館の利用率はどうなのかという部分からいけば、全てびっちり埋まっているわけではないので、何度も繰り返しますが、あいていときに少しでも町民の方が何か、学ぶということをするとか何か教育という話ではないのですけれども、憩いでもいいです、そういうふうに来ていただけるような何か雰囲気をつくっていただけるような施設として、つくっていただければいいのかなというふうに思っております。

もう一つ御質問の、構造体等をどうするかという部分については、これからいろいろ、まずは、こういう形で考えるというものを示した中で、では、ここの部分はどのような構造がいいとか、ここの部分はどのようなふうにする

るかいう、あともう一つは、今度はお金の問題がございしますので、例えば、それを希望したとしても、なかなかそのとおりにならない部分もありますので、特定の狭い見方で何かを決めて、皆さんに、ではどうですかということとは極力避けていきたいというふうには思っております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 予算計上のところでの説明の中では、今年度中に策定をしたいという説明があったかなというふうには思っているのですが、その中で、やっぱり高齢者に対して優しい施設であってほしいなというふうな思いはあります。今、特にホールを使いたいときに、階段を上がりおりというのが一番大変だという状況なので、全面改築するのであれば、年齢の高い人でも自由に行ったり来たりできるような、そういう施設であつたらいいなというのが、私たちとすれば第1希望かなというふうに思っています。

いろいろ考えていただいているということですので、これはこうしてほしいという意味ではありませんけれども、基本設計ができた段階で、一度説明をいただければ、私たちも、気がついたところでは、意見反映できるかどうか分からないけれども、意見は述べさせていただきたいなというふうな思いを込めて今回質問をさせていただきました。

以上で終わります。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今のいただいた意見を十分反映できるように努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 3点について、質問させていただきます。

まずは、149ページ、一番上、全国過疎地域自立促進連盟北海道支部、これ、初めて今回から加入するということがございますの

で、この連盟の活動内容をお教えいただきたい、お示しいただきたいということです。

それから、151ページ、一番下、北見地域農産物輸送促進事業負担金、JR貨物に出すお金というふうに聞いておりますが、たしか美幌と訓子府と北見市が分担してということも聞いております。ほかの地域について、どのような割り方をしたのかな、その点についてお示しいただきたいと思っております。

もう一つは、最後になりますが、159ページ、パークゴルフの件なのですが、町長は、かねてから公認コースをつくりたいのだということで説明していますが、公認コース、私は素人でよくわからないものですから、公認コースをとる意義についてお聞かせいただきたいなど。管内にも公認コースはたくさんございます、紋別、北見二つですね、網走にも二つあったかな、それから津別にもあります。今回、美幌もとるとということは聞いているものですから、まず、公認コースをとる意義について質問させていただきます。

その3点について、お願いします。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） まず、第1点目にありました過疎地域自立促進連盟の活動内容についてでございますけれども、まず最初に、過疎地域につきましては、都道府県、市町村、指定されている全てが加入しているという組織でありまして、主な事業といたしましては、過疎対策関係の政府予算の所要額確保を初めとした過疎対策事業の充実強化に向けた運動をしているというようなことで、具体的に言いますと、国会、あるいは政府に対する過疎対策を推進してもらうための全国大会を開催をしたり、過疎対策の関係政府予算確保のための要望活動を行ったり、あるいは、研修事業といたしましては、過疎問題のシンポジウムですとか、あるいはブロック会議とか、あるいは職員の担当者会議を開いてみたりとか、そのほかに機関誌を発行したりとかという情報提供なども行っている団体でございます。

○議長（古舘繁夫君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 大体そんなものではないかなとは思っていたのですが、ここで、北海道支部に今回負担金を納める、1万分の1ですか、ということなのですか、これ、全国が大もとといいですか、もとだということなのですか、これ、全国にも納めるということになるのかな、その点について質問させていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 今回、補正を提案させていただいております3万9,000円につきましては、全国組織分として3万6,000円、均等割ですけれども、そして北海道支部として3,000円と、足して3万9,000円ということで、支部と全国と。来年度以降は、今度は過疎債割ということで、事業割ですね、というものを納めていくようになります。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） 2点目の御質問でございます、タマネギ列車の負担割合の関係でございますけれども、一応、22年、23年度のそれぞれの構成比といいますか、平均取扱量を2カ年の平均で出したものが、北見市が73.1と、訓子府町が10.8、美幌町が9.1、佐呂間町は2.8、置戸町が0.9、大空町1.4ということでございますけれども、この構成比の中の3%未満については切り捨てをして、この分は全て輸送業者等が北見市にあるということで、北見市のほうで持つという形の整理をさせていただきました。最終的に、北見市で85%、訓子府町で8%、美幌町で7%という負担割合になったところでございます。

○議長（古舘繁夫君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 了解しました。

それから、パークの件、次をお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） パークゴルフ場の公認コースについてということでございます。パークゴルフの公認コースについては、一つ考えられるのが、公認の大会というものが開催できるのかというふうに思います。もう1点は、そこに指導者が置かれているということで、初めての方が行っても、初心者でも、そこで指導は受けられるということがあるかと思えます。もう1点は、コース以外に、最小限度、利便施設、休憩室でありますとか、トイレですとか、そういうのを整備しなければならぬということになっていきますので、利便施設が置かれているという、大きく三つあるかと思えます。

以上でございます。

○議長（古舘繁夫君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 大体そんなものかなとは思ってはいたのですが、公認コースとなれば、芝の管理上、やっぱり普通のコースからすれば管理費が相当かさむのではないかと、また、例えば公認コースできたにしても、大きな大会を、管内にこれだけありますから、誘致できるのかな、管理料の面からもちよっとお示しいたきたいと思えます、ざっとでよろしいです。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 公認であるか公認でないかにかかわらず、現状のパークゴルフ場でいきますと、芝が伸びてくる時期というのは決まっていますし、刈り込みする時期は変わらないというふうに思います。したがって、公認であろうとなかろうと、維持費については変わらないかなというふうに思います。

ただ、1点、公認をとるためには、公認するための費用がかかるということもございます。これだけの違いがあるかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 了解しました。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 私は、153ページの観光費についてお伺いいたします。

観光振興事業費の増の中で、272万1,000円、観光施設接遇等人材育成事業委託料ということで、これは何回ぐらい予定されているかということと、次の観光施設維持管理事業費の増ということで437万1,000円、これは峠の湯のポンプの交換とかということで、休業するというのを言われていましたけれども、この休業期間をちょっと教えていただけますか。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） まず1点目の、観光振興事業費の観光施設接遇等人材育成事業委託料でございますけれども、これは、基本的には、7月1日から来年の3月31日まで委託をするという、議決をいただいてから、7月1日に、株式会社共立メンテナンスのほうに美幌町が委託をするということで、何回研修をするとか、そういったことではなくて、その間を通じて、それぞれ研修を受けていただいたり、それから、会社のほうの接客の研修ですとか、誘客のための企画能力の立案の仕方ですとか、そういった形で、年間を通して、7月から3月まで9カ月間で研修をして、営業力の強化やホスピタリティーの向上を担うリーダーを養成をしていただきたいという形の委託料でございます。

それから、2点目の観光施設維持管理費事業費の修繕補償費、休業補償の関係でございますけれども、これにつきましては、もう修繕が終わってございまして、休業については、一応、当初、5月13日から16日までが毎年実施をしているメンテナンスの休館でございましたので、それに引き続き修繕をかけたということでございまして、5月17日から22日まで休業させていただいたという形でございます。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） わかりました。その中で1点なのですけれども、この接遇等人材育成事業の中で、この参加者、町職員も一緒に参加されて学ぶというか、研修を受けるというか、そういう形にはなっているのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） この事業が、それぞれ緊急雇用の対策事業でございますけれども、事業趣旨といたしましては、人づくり事業ということで実施をされている事業でございます。ですから、今回でいけば、峠の湯の指定管理者であります株式会社共立メンテナンスが、そういったリーダーを養成するためにやるということで、美幌町職員が参加をするというようなことではないということになってございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 私は、まず、153ページの商工費の中の観光施設接遇等人材育成事業委託料、まず1点目ね、この内容は、講師、何かお呼びになるのだろうかと思うのですが、それについてお聞かせ願いたい。

先に質問項目を言っておきますけれども、内容をね、キャビンアテンダントみたいな人を連れてきても、基本的に、同じ接遇といっても、対応の仕方、その内容内容によって違うから、そこら辺は勘違いしてないと思いますけれども、そういう観点で接遇の講師についてのことでお聞きしたいということがあります。

大きい項目で、教育費の157ページ、町民会館改築基本設計委託料、面積的に言うのですね、聞き違いであれば、そのとおりで直していただいて結構ですけれども、最高では何か3,200平米とかいう、最高でね、話がありましたけれども、それは、あそこの土

地の関係で最高が3,200ということなのか、容積率とか、そういう計算式があって、まず、基本、何か押さえているのだろうなと思っ

ていることがまず1点。
二つ目、こういう建築関係、私は建築はよく承知して

おりませんが、委託料というのは大ざっぱに言うと、平米によって委託料が変わるの

だろうな。そうなると、最低で何ぼ、最高で何ぼと言われても、委託料という意味で、差異が生じるのではないかと思うのが二つ目、この件に関してのね。
そして、この件に関して三つ目です。設計に当たって、教育委員会が発注に当たって、こういうものはこうあるべきだとか、

こういうものを、例えば部屋数にしても、それから、「びほ一る」との関係も含めて、それから、事務所、管理するための事務所という

意味ですよ、何平米ぐらい必要だというのは、基本的な青写真を持っていらっしゃるのかという観点、この三つでお聞きしたい。

159ページです。同じ教育費ですけれども、河畔公園パークゴルフ基本計画委託料のことでありますが、一つは、どういう形で、

○経済部長（広島 学君） 今回の接遇等マナーの研修等の講師については、それぞれ、こういうサービス業、ホテル業含めて、接客を含めて、同業他社の

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今の答弁に絡めて、2回目という扱いでよろしいのですけれども、ぜひそのとお

次に157ページ、町民会館に対してお答え願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 町民会館に関しまして、3点御質問をいただきました。その中で、まず1点目、今回の委託料の基本的な考え方、面積的な要件のことでお聞き

議案の説明を、最初、平井部長のほうからしていただきましたけれども、そのときにお話ししたのは、今回のこの金額というのは、最大の延べ床面積をベースとしているよということ

やみくもに大きくはできませんよと。ですから、イメージ的には、今の大きさの延長というようなイメージを一応持っていたらというふうに思っています。

それから、高さの部分でいけば、当然、北側の住宅なんかにおいて、ある程度、高さ制限も、例えば6階も7階もできるかといったら、できないということを考えまして、一応、今回の設計をしていただくための面積の概念としまして、まずは、南北でいけば、ちょうど北側に階段がありますけれども、あそこまでの出っ張り、それと「びほ一る」との境界の今建てている建物の長さというのが29.5メートルあります。ですから、その長さ、それから、あとは、東西ということで、東側と西側、今の玄関の入り口のところまでの長さが36メートルありまして、大体1階フロアでいけば1,000平米ちょっとぐらいの面積、それを3階ということで、一つの考え方として、一応、町長と協議をいたしまして、それを一つの目安として、マックスとして、今回、設計費を組まさせていただきました。

そのことを頭に置いて、それがマックスという中において、これは2番目の質問になるのですけれども、平米によって、実際に今度は発注するときに差異が生じるではないかというときに考えた場合には、今、一応どういう形で建てていこうということは、先ほど坂田議員のときにもちょっとお話しさせていただきましたけれども、ある程度、今の貸し館機能中心として多目的利用を踏襲しながらということを考えて場合に、具体的なものが、ある程度、今、整理しつつあります。そのことを、きちんと、ある程度詰めさせていただいてから、さっき言った、最大で、今、大体3,200ぐらいを想定していますけれども、それをもうちょっと詰めて実際にはそれが二千何ぼになるかもしれませんけれども、そういう形で発注はさせていただきたいというふうに思っています。ですから、今回予算をお認めいただいたから、やみくもにそれ

で、ぼんと出すという考えは全く持っておりません。

3点目の考え方の青写真を持っているのかということであると、答えから言えば、青写真はきちんと持たせていただいています。これは、何か急にあそこに建物を建てましょうということではなくて、これも再三言っております、貸し館機能としての多目的利用を踏襲しながら、例えば「びほ一る」ができたことによって「びほ一る」をきちんと補完するものをつくりましょう。それから、共通施設としては、トイレとかエレベーターがなかったり、ユニバーサル的なものも不足しています。そういうこととか、地域の集会場に避難施設にもなるということもきちんとある程度整理されていますので、そういうものはきちんと基本構想として、今ほとんど整理しつつありますので、そのことをきちんと皆様に、いろいろ関係する方の御意見をいただきながら、聞いた中で、まとめ上げて、そして皆さんにも相談して、それで前へ進めていきたいというような形を持っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 157ページ、町民会館のことです。あえて言えば、これは2回目という形でお互いに押さえておきましょう。

まず、2回目の1点目、既存の今の町民会館、こっち側ですよ、床面でどのぐらいあるのか、もちろん捉えていると思いますので、お教え願ひたいと思っています。

それから、今の2点目、あそこにはもう既に、各議員も御存じですし、思いの中で「びほ一る」の機能を高めるような建て方ということは、皆さん、意識持たれていると思います。そういう意味では、やはり、その3,200という意味ですよ、3,200という意味で、やっぱり必要があれば3,200にこだわらず、というのは、今、そういう構想を、発注に当たって組み立てている最中だと

いうお話も承りました。そういう意味では、豪華という意味で言っているわけではないのですが、こういうものというのはつくった後に、つけ足しで云々というのは厄介なものだと思うのですよ。ですから、しっかりした構想のもとで、面積を、あえて言えば絞られたほうがいいのかなど、発注に当たってね。

それで、三つ目であります。坂田議員からもちらっと出たのですが、改めて、青写真という意味で、今、今回思っている範囲内で、それに対しても町民の意見を固めてから基本計画を発注されるのだろうかなど、やりとりの中でね、推測した場面であります。そういうことでは、いま一度、そのことについてご御答弁いただければありがたいなと思っています。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） まず、1点の既存の部分の床面積でございます。1階から3階と、少しペントハウスが上に出っ張っております、それを入れまして、切り上げしまして1,726平米あります。

それから、2番目の、「びほーる」を高める建て方ということで、今、単純に「びほーる」を単体で見た場合に何が不足しているかということ、例えば楽屋、今、大きくは二つあります。それはどちらかということ、人数が少ない場合に使う楽屋ですけれども、例えば演劇が来ましたといった場合に、例えば20人ぐらいスタッフが来た場合に、出演者が出る場合、そういう人たちの着がえる場所がない、例えばそういうようなものをつくらなければいけなかったり、例えば合唱の大会なんかで、合唱の人たちが、例えばちょっとしたリハーサルをすとか、そういう部分でいけば、何もない状況なので、そういうものはきちんと「びほーる」との連動の中でやっぱり補完しなければいけない施設なのかなというふうに思っています。

そういうことで、面積をよく捉えさせていただければ、大体3,200にこだわるといふことでないほうがよいというふうに言っ

ていただきましたけれども、やはりどこかで、大きさという部分では線を引かなければいけないので、今回は3,200をマックスとして、まずは皆様に予算をお認めいただいて、その中でもうちょっと詰めて、今いただいた意見も含めて、後で悔いのないような形のをまとめていきたいというふうには思っております。

3番目の、青写真ということで、今、その基本構想の部分である程度まとめております。それをこれから関係団体とか、それから、できるだけ皆さんにそういう意見を聞く機会を使って、今御指摘いただいたことはきちんと進めていきたいというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 町民会館に関して3回目ということでありました。そうですか、今の既存の建物を床面積に言うと、1,726平米ということでありました。ただ、建築の図面というのは、土木の図面よりかなり難しいと思うのですよ。と申しますのは、壁50センチずれても強度計算は変わってきますし、50センチは、今、ちょっと例え話でお話しさせてもらっているのですがね。建築の図面というのは、かなりそういう要素、力学的な要素があると思っています。そういう意味では、しっかり設計なさる方に対して、ある程度の設計屋の構造上の関係の多少の、面積的に言うと、移動というかは別にして、しっかりこういうものを、内容的にこういうものを目指しているんだ、ああいうものを目指しているのだとか、やっぱり指示する必要があるかと思っておりますので、そこら辺はしっかりやっていただきたい。

そして、最後になりますけれども、これはあえて3回目の質問として受けとめてください。これはまだ予算通過したわけではございませんが、そういう準備を含めて、発注に当たった準備もあるだろうし、発注後の、一応成果品というのですかね、どのぐらいの期

間をお考えなのか。というのは、次の項目でも同じことを言わせていただくのですが、私ども、法的に、議員という立場、極端に言えば、来年改選期なのです。やっぱりこういう構想というのは、当初から承っている議員各位がやっぱり道筋をつけてやるべきだなと、勝手な生意気な考えを持っているのですよ。そういう意味では、早い時期にやっぱりお示ししていただいて、次のステップに向かってゴーサインをいただくような考え方という意味で、どのようなスピード感を持ってお考えなのか、お示ししていただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今回、基本設計を出させていただくということでもあります。今回、予算をお認めいただいた部分においては、期間的にはかなり大変な作業というふうには聞いております。その前段として、発注するに当たっては、先ほどから何度も言っておりますけれども、マックスで見ている部分で、やっぱり過大な発注にならないように、ある程度、内部をちょっともう少しきちんと皆さんの御意見を聞きながら詰めなければいけないという作業がありますので、それを大体1カ月から、最悪の場合は2カ月以内で何とか終了させていただきたいと思っております。それから発注をしていって、期間的には、3月31日まではあるのですけれども、できれば、新年度、27年度の実施設設計が過疎債の対象になるということを考えれば、私どもの希望とすれば、何とか予算に反映させられる時期ですから、大体1月中ぐらいに、ある程度の概算の金額とか、それをまとめ上げて、町長と相談をしていきたいというような気持ちで思っております。

教育委員会としては、町長の意向もですがけれども、スピード感を持って進めてくれという指示がありますので、今のところは、27年に実施設計を出して、早い時期に工事発注ができればいいかなというふうには、私どもの希望としては思っております。そういう状況

でございます。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） パークゴルフ場の基本計画の発注に当たってということか、図面的なものがあるかということかと思えます。後ほど用意をさせていただくということで、準備をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） パークゴルフに対する基本計画の考え方ということでもあります。町民会館を比較をしながら青写真はあるかということでもありますけれども、これについては、再三、町長のほうからお話をさせていただいておりますけれども、あくまでも今回は基本計画ということで、町長が判断するための資料をつくってもらうという考え方があります。一義的にはですね。それはなぜかといいますと、私どもがそれだけの知識があれば、実際踏み込んでこういう配置がということを考えていけるのですけれども、なかなかそういう知識も持っていない状況においては、やはりきちんとそういう専門の方に一つの判断するものを、基本計画を手伝っていただくというふうに思っております。

では、その発注に向かってどうするのだという話になれば、それはもう、再三、町長が御説明させていただいているような、言っていることをきちんと整理した中で、例えば今回の面積要件であれば、小谷沢までの範囲の中で一つのエリア設定をさせていただきますよと。それから、再三言っておりますけれども、スカイスポーツの今の状況も踏まえて、それを回避、言うなら、今の滑走路を回避してつくることが可能かとか、逆に、滑空の滑走路も入れてつくればどうなるかとか、そういうようなことの検討の要素をきちんと整理した中で、その基本計画のための資料としてまとめて、最終的に、それがある程度示された中で、町長がある程度の判断の中で最終詰めをして、皆様に相談をしていくというような形をとっていきたいというふうに思ってお

ります。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） パークの2回です。一つは、設計書、351万円に対する設計書はいただけるものだと思ってよろしいですね。その中で……。〈発言する者あり〉

パークだよ。350……。〈発言する者あり〉

基本計画委託費における積算根拠ということで……。〈発言する者あり〉

これ、座ったら2回終わってしまうものだから、先ほど、僕、1回目で申し上げたのは、今回予算として、159ページのことなのですが、委託費を今回計上しておりますので、積算根拠ということで、一般質問のときも、このことになったときは351万円に対する積算根拠ということで、要望するよというお話を、勝手に頭の中混乱していたので、しゃべり方が悪かったのですけれども、あくまでも、言わんとするのは……。〈発言する者あり〉

これ、座ったら2回目終わってしまうもので、1回目はそういうことだったということだと思います。

それで、2回目の一つとして、これ、いただきました。この図面の判読するのは、安全確保の高さ制限という意味合いの、いただきました。これを見ていると、高さ制限かなということ、勝手に解釈しているところ、人の身長というのは、私は1メートル65ですけれども、スティック入れて、振り回したら、ゴルフも同じなのですが、その安全率を考えたら、3メートル。身長とスティックのこれ、振り回すね、そういう計算をすると、南北方向、長い方向に20分の1ということになると、滑走路から60メートル、南北にね。幅からいって、5対1ですから15メートルというふうに思っているところです。それで、あえてお願いなのですが、これ、協議会のとときの説明のあれかな、資料7という番号振ってあるのですが、そういう意

味で、南北に私の計算から言うと、滑走路の端っこを基準にして、南北に60メートル、横幅で言えば、私の勝手な計算ですけども、5分の1だから15メートルの、ちょっと何というのでしょうか、上書きというか、できるものであればいただきたいと思っているところでもあります。

そして、先に意見を言って申しわけないのですが、私は、正直言って、共存は無理だろうと思うところも本音であります。大江議員の知恵もありました。宗像議員の知恵もありました。そういう意味では、予測ですけども、やはり大きい大きい山を越さなければいけないと思っているところです。そうなれば、思い切ったその英断を、先ほど、設計や発注に当たって意見を聞くという、先ほどの町民会館の例ですよ、というお話もありましたので、むしろ、その山が後に来るのではなくて、先にするのも手かなと思うのですけれども、教育長、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） まず1点、訂正をさせていただきたいと思います。先ほどの1回目の中で、設計に関する図面、資料をお渡しするという話については、お渡しはできません。

考え方としては、何度も町長が言っておりますけれども、一つの面積的なエリアという部分に対して、ある程度、面積で設計金額が出るような形になっております。ですから、それに、例えば実際には住民の方と協議をすとか、それから、いろいろな予想をしてつくるための資料をつくると、これぐらいかかるか、そういう組み立てでなっている設計書であります。ですから、今回はおおむね小谷沢までの既存の施設から、大体、最大で12ヘクタールぐらいあるのですかね。そういうエリアの中で、いろいろなパターンを考えてほしいというのは、再三、町長が言っている部分でございますので、そういうことで金額が算出されているというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

あと、実際に、今言われました、図面をお出しした部分の中で考えると、やっぱりこれは、私のフォローは町長がすると思うのですが、一応、今の滑空の中の直線間であれば、何とか離隔がとれている部分であります。ですから、それを踏み込んでどうする、こうするというのは、それはもう、これも何度も町長言っていますけれども、そのことも踏まえて、いろいろなことを基本設計の中でパターンをつくってもらって、その中で判断していききたいというのは変わっていないと思います。ですから、私どももそういう形の中で、物理的にそれはもう無理ですよという部分になるのか、それとも、こういう方法があるのかという部分は、まずはちょっといろいろ検討させていただきたいというのは、担当としての、教育委員会としての思いであります。

いろいろ、皆さん、心配して御意見いただいていることに対しては感謝は申し上げますけれども、どういう形にできるかというのは、ちょっと予測つかないところ正直あります。ですから、町長が何度もおっしゃっているように、いろいろなパターンを専門業者にいろいろお願いしてつくった中で、その中で町長が皆様にお示ししていききたいということで御理解いただきたいというふうに思います。（発言する者あり）

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） いろいろと、昨日来から、このことで論議いただいておりますけれども、今お渡ししている断面図、平面図の、線の入った、寸法の入ったものでありますが、あくまでも、今現在のものということではなくて、現実に正確なものをお示しするとすれば、やはり今すぐということにはなりませんので、必要があれば、しかるべきときに、今の現段階での状況ということで押さえていただいて、今の議会の中では、正確なものという形で出すことがちょっとかなわないということでございますので、そういったことで御理解をいただければと思いますので、

よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） パークに関してもこれで3回目、終わりです。町長ももちろん大きい決断をしなければいけないことがたくさんあるかと思えますけれども、議会も大きい意味で判断しなければいけない。これは共通した責務だと私は思っています。

それで、私は勝手に思うことが1点あるのですけれども、第5期総合計画の36ページ、観光イベントの魅力向上ということで、実は、私はやっぱり、ある意味では、あその拠点という意味では、いろいろな使い方ももちろんありますが、一定の時代は終わったのかなと思っているところであります。先ほど大江議員がおっしゃったように、どっちにつかずというのは、仮に今回はパークを基準にしておりますが、これも、ちょっと妙な言い方で済みません、中途半端ではやっぱりいけないと思うのですよ。せっかく大きい判断するに当たって決断されたわけですから。そういう意味では、悲しいけれども、何かを選択し、何かをあきらめなければいけないと、そういう思いです。

そういう意味では、私の頭の中はもう、私もちょっと図面読める、図面というか、数字という意味ではないのですけれども、感覚的に読める部類の人間だと思っているもので、これはちょっと無理かなと。これは私の感想ですよ、誤解なく。私の感想でもありますし、第5期計画には、あそこはもう、いい悪いは別として、拠点ではないというふうに私は感じ取っています。スカイスポーツという意味ではね。また、ほかにもいろいろな利用の仕方ありますよ、先ほど、町長も宗像さんもおっしゃったように、ラジコンの話とか、そういう話がありますが、ここはやっぱり大きい仕掛けという意味では、こういう気運が高まったとすれば、むしろ町民に問いかけて説得をすると。説得するのも一つの手法かなと思っています。

それで、最後にお聞きしたい点は1点、先ほどと似たような話でありますけれども、先ほどの説明では8カ月、最長8カ月というふうにお聞きしておりますので、単純に言うと、2月、最長でね。そうなりますと、私どもの、先ほども話ですから、そうなるとこういう案が成案を受ける議会が、法的に改編する中には、この議場にいない方もあらわれるし、新しい方も入った中で速やかな考え方という意味では、さらにまた時間のかかることかなと、そういう思いもありますので、8カ月という意味においては、スピード感を持ってやっていただきたい。最後に、この質疑に対していかがでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） いろいろ本当に御心配をかけて、ようやく心が決まって決断させていただいたということですので、町民の皆さん、待望久しい施設になると思いますので、ぶれずに、スピーディーに、早目を実現できるように全力を尽くしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第37号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第38号

○議長（古館繁夫君） 日程第10 議案第38号平成26年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題としま

す。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 議案の161ページをお開きいただきたいと思います。議案第38号平成26年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成26年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、下水道終末処理場設備長寿命化に関する業務等委託料の増額並びに地方債の取り扱いの変更による補正をいただくものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,130万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

164ページ、「第2表 地方債補正」をごらんいただきたいと思います。

地方債補正。

公共下水道事業につきましては、当初予算で歳出を計上しておりました終末処理場電気設備等更新工事監理業務委託料が起債協議により対象となったこと。さらには、設計精査による事業費増に伴いまして、限度額を160万円増額して6,650万円とするものであります。

公共下水道事業特別措置分につきましては、平成18年度の地方公営企業における繰出基準の見直しに伴い、新たな財政措置との差額に対して地方債を発行し、その70%が交付税措置されるものであります。今回、額を精査した結果、140万円の減額見込みとなったことから、3,660万円に限度額

を引き下げしようとするものであります。

次に、事項別明細の歳出から御説明しますので、170、171ページをお開きください。

歳出。

建設事業費であります。地方債補正で御説明申し上げました終末処理場電気設備等更新工事監理業務委託料の設計精査に伴う増額と地方債への財源充当の変更。

この下の元利償還金、利子償還についても同様に、地方債への財源充当の変更であります。

次に、歳入につきましては、168ページ、169ページであります。

一般会計繰入金は、歳出で申し上げました工事監理委託料が補助対象の増並びに起債対象となりましたことに伴う財源振替であります。

一番下の町債につきましては、「第2表 地方債」において御説明申し上げましたので、どうかよろしく願いいたします。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第38号平成26年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

スカントリースキーコースの整備、拡充と圧雪車の設置を求める陳情についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題としました陳情第1号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本陳情は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、陳情第1号柏ヶ丘公園陸上競技場を中心としたクロスカントリースキーコースの整備、拡充と圧雪車の設置を求める陳情についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本陳情について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、陳情第1号柏ヶ丘公園陸上競技場を中心としたクロスカントリースキーコースの整備、拡充と圧雪車の設置を求める陳情については、採択することに決定しました。

ただいま採択した陳情第1号については、地方自治法第125条の規定により美幌町長に送付し、その処理顛末の結果を求めることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号については、町長に送付し、処理顛末の結果報告を求めることに決定しました。

◎日程第11 陳情第1号

○議長（古舘繁夫君） 日程第11 陳情第1号柏ヶ丘公園陸上競技場を中心としたクロ

◎日程第12 意見書案第5号

○議長（古舘繁夫君） 日程第12 意見書案第5号「手話言語法（仮称）」の制定を求

める意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第13 意見書案第6号

○議長（古館繁夫君） 日程第13 意見書案第6号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第14 意見書案第7号

○議長（古館繁夫君） 日程第14 意見書案第7号規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第15 意見書案第8号

○議長（古館繁夫君） 日程第15 意見書案第8号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第16 報告第6号

○議長（古館繁夫君） 日程第16 報告第6号平成25年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、お手元に配付しているとおり報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようでありますので、報告第6号平成25年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、これで終わります。

◎日程第17 報告第7号

○議長（古舘繁夫君） 日程第17 報告第7号専決処分の報告について、お手元に配付しているとおり報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第7号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第18 報告第8号

○議長（古舘繁夫君） 日程第18 報告第8号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について、お手元に配付しているとおり報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第8号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告については、これで終わります。

◎日程第19 報告第9号

○議長（古舘繁夫君） 日程第19 報告第9号例月出納検査報告について（2月～4月分）、お手元に配付しているとおり報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第9号例月出納検査報告について（2月～4月分）は、これで終わります。

◎日程第20 報告第10号

○議長（古舘繁夫君） 日程第20 報告第10号専決処分の報告について、お手元に配付しているとおり報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 最後の8,262円の話だよね。せめて、これに対して今後の対応策ぐらい、行政としてのお話だけは確認させていただきたいなという趣旨でお尋ねい

たします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 今回の町道走行中の車両の損傷事故についてでありますけれども、今回は、マンホールの周囲のアスファルトが劣化して、その一部剥離しているところに軽自動車のホイールが接触して破損に至ったものであります。

今後につきましては、日ごろのパトロール、こちらのほうを充実するとともに、発見した場合には、直ちに応急処置等を講じて、車両の通行、さらには人命等、けが等が生じないように常に気を払っていきたくて考えておりますので、どうぞ今後ともよろしく願います。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） たびたび、こういった事故関係、損害賠償の専決処分ということで報告をしておりますことにつきまして、本当に心苦しく思っているところでございます。今、建設水道部長申し上げましたとおり、一丸となってこういったことのないよう取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） こういう場所ね、いろいろな形の通報していただく協力関係ということで、過去に、こういうことの協力関係ということもあったかと思っておりますので、そこら辺も、今回、このことを通して、そういう関係の再確認という意味で、お尋ねしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 道路の損傷箇所等の報告につきましては、防災協定を締結させていただいております郵便局さん、さらにはタクシー会社さん等にも協力をいただき、損傷箇所をもし見つけられた場合は一報をいただくということで進めさせていただいており、また、職員につきましても、通勤途中、さらには私用等において、そういった損

傷箇所が見つかったら、直ちに担当部局のほうに連絡をいただくようにしております。

いずれにいたしましても、今後とも早期発見と早期対応のほうを心がけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） それでは、報告第10号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第21 閉会中の継続調査について

○議長（古舘繁夫君） 日程第21 閉会中の継続調査について、各委員会から、お手元に配付した印刷物のおり申し出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会の申し出のとおり、承認することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（古舘繁夫君） 以上で、本定例会に付議された案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成26年第2回美幌町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 3時55分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員